

令和3年 渡嘉敷村議会会議録

第4回臨時会（4月22日）	1日間
第5回定例会（6月9日～11日）	3日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和3年第4回臨時会（4月22日）

令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第1号	3	
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	報告第2号 専決処分の報告について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について）	4
日程第4	議案第29号 令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）について	5
日程第5	議案第30号 令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について	9
日程第6	議案第31号 令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	10
日程第7	議案第32号 令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	11
日程第8	発議第3号 沖縄本島南部地域からの土砂採取計画に関する意見書について	12

令和3年第5回定例会（月日）（1日目）

令和3年第5回渡嘉敷村議会定例会会期日程	15	
出席議員	16	
議事日程第1号	17	
日程第1	会議録署名議員の指名について	18
日程第2	会期の決定について	18
日程第3	議長諸般の報告	18
日程第4	村長行政報告	19
日程第5	一般質問について	23
日程第6	報告第3号 令和2年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	77
日程第7	報告第4号 令和2年度渡名喜村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	78

日程第8	報告第5号	専決処分（令和3年度渡嘉敷村航路事業会計補正予算 （第2号）の報告について……………	79
日程第9	議案第33号	渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例の 一部を改正する 条例について……………	79
日程第10	議案第34号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について……………	79
日程第11	議案第35号	渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て……………	80
日程第12	議案第36号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第2号）について・	81
日程第13	議案第37号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算 （第2号）について……………	82
日程第14	議案第38号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号） について……………	83
日程第15	発議第4号	渡嘉敷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する 条例について……………	84
日程第16	請願第1号	渡嘉敷漁業協同組合加工処理施設の建設に関する請願書に ついて……………	85

令和 3 年

第 4 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日目

4 月 22 日

令和3年第4回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 令和3年4月22日
至 令和3年4月22日

月 日	曜 日	区 分	日 程
4月22日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第2号 議案第29号、議案第30号、議案第31号 議案第32号 発議第3号

令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時会は
令和3年4月22日(木)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 5番 座間味満議員 6番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：4月22日(木曜日)午前11時00分

令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時会議事日程

令和3年4月22日（木） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	報告第2号	専決処分の報告について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について）
第4	議案第29号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）について
第5	議案第30号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
第6	議案第31号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
第7	議案第32号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
第8	発議第3号	沖縄本島南部地域からの土砂採取計画に関する意見書について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番座間味満議員、6番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日4月22日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日4月22日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、報告第2号、専決処分の報告について(渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。報告第2号、専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例、別紙添付しております。

専決処分理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行される。

これに伴い、渡嘉敷村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日 渡嘉敷村長 座間味秀勝 令和3年4月22日提出

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第4、議案第29号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第29号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)

令和3年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千853万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9千205万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は第2表地方債補正による。

令和3年4月22日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

すみません、歳出の10ページのところで、住宅維持費で、修繕費で30万円ほど上がっているんですけど、どこの施設で、こういった中身になりますか。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。住宅維持費の30万円につきましては、村営住宅渡嘉敷団地のA棟の今回新しく入居者が決定しておりますので、そこで住宅の改修、天井とか、その部分を

含めた改修の予算、修繕費となっております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

歳出の8ページ、一般管理費の詳細を伺います。

○ 金城満総務課長

一般管理費の7節報償費につきましては、現在、保育士を公募募集をしております。その保育士が何回か募集をしておりますけれども、応募がないという状況で、保育士への支度金ということで50万円を計上しております。村外から広く人材確保、有資格者保育士を確保するためには、現状の待遇といいますかね、ここでは非常に難しいということで、いろ経費がかかるということで支度金を用意して、広く人材募集のために、報償費を計上しております。

それから扶助費につきましては、こちら地方創生臨時交付金事業の中で、村民向けにPCR検査の助成事業を現在計画しております。そのなかで8割、村民につきましてはお一人あたり那覇の検査機関、あるいは診療所でPCR検査をしたときに8割まではそのかかった経費を助成するというようにしております。行政検査、それから保険診療検査につきましては経費が出ませんが、それ以外のいろいろ濃厚接触者の関係とか、そこで経費が出ない人たちは、村でその事業でもって補助をしようということで事業を計画しています。そのなかで、役場の職員につきましては、行政機能を維持するために、どうしてもそういう関連の検査が必要になるかというふうに考えておりますので、その自己負担の2割分の助成をするという考え方で、この2割分相当額を行政機関の職員ということで予算計上しております。

○ 6番 當山清彦議員

そのなかで報償費についてお伺いしたいんですが、保育士さんが辞められての募集だと思っております。また、全県的に保育士さん不足のなかで、こういった支度金等を準備する自治体は数多くございますが、今回、一般質問でもやってまいりましたけど、保育士さんが辞めたのは、執行部の対応の悪さが、今回保育士さんが辞める原因となったと私は思っております。そこで、保育所の運営に関する条例のなかで、事故の発生であったり、危機管理に関する部分も明記されております。また、辞めた保育士さんもその部分に対しては指摘をしておりますし、私も議会でも指摘をしております。また、教育委員会に対しても指摘をしてみました。教育委員会は対応しているというふうに伺っていますが、保育所に関しては、今回の事故の発生だったり、安全管理に関することが、ちゃんと規定としてできているのか、それができてから保育士さんを募集するためのこういう支度金が計上されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ **新垣聡民生課長**

お答えいたします。以前の一般質問であったことからの流れだと思いますが、そのときに答弁させていただいた危機管理マニュアルの作成は済んでいます。それ以降に関しては、それ以降には改正はしていません。今後、協議が必要かと考えております。

○ **6番 當山清彦議員**

そのなかでも様々な部分を指摘してまいりました。所長に関しても、所長は今、民生課長が兼務されておりますけれども、所長は現場にいないわけですから、所長に関しても条例上で別の職員を充てる、この部分も指摘をしてきております。また、保育士が辞めた理由というのが、この安全管理が徹底できてない部分が強かったと私は思っています。そこをしっかりとしたうえで募集するべきだと思っておりますが、保育士が不足しているのもわかりますので、こういった支度金も必要なのは理解しておりますが、そのへんをしっかりと協議、危機管理マニュアルを作成して安心安全に運営ができるようお願いいたします。これで最後ですね。

あともう1件、PCR検査に関してですが、先ほど課長が説明していただいた内容だとは思っておりますが、結局公務で本島に出て、帰って来るときにPCR検査を受ける職員さんが今後出てくると思いますが、こういった部分は、公務に関するPCR検査だったら全額でもいいのかなと思っておりますが、その件に関してはいかがでしょうか。

○ **金城満総務課長**

今、議員がご指摘されたことは私の説明不足だと思いますけれども、村民にはかかった経費のPCR検査の8割ですので、職員も村民です。それからこの事業のなかでは、行政関係、職員、那覇に住所を有している船舶那覇事務所の職員についても、この村民への8割補助、それから行政機関に関する職員についても8割補助としておりますので、その2割を職員として、自己負担分として補填するというかたちになっております。

○ **6番 當山清彦議員**

ありがとうございます。次の質問に移ります。コロナに関連して伺いますが、ワクチン、今、一斉接種を目指しているところだと思います。座間味村が始まるといったところで、我々議員にも住民から多くの質問が寄せられています。今、現状の進捗状況を伺えたらと思います。

○ **新垣聡民生課長**

現在、渡嘉敷村におけるコロナワクチン接種の進捗状況ですが、渡嘉敷村は5月の末頃を予定されております。以前にも答弁しましたが、接種券、予診票等の高齢者用が届いておりまして、その送付を今週中に発送していきたいなというふうに考えています。そこから予約を受付をして、16歳以上64歳以下の住民に関しては届き次第発送を行い、予約を

受け付けるということになっています。2回目の接種に関しましては、1回目の接種後3週間程度を目途に行う予定となっております。

○ 6番 當山清彦議員

今、届き次第ということですが、これは県なり国なりの準備が整い次第というかたちでいいですか。村としての準備はすべて終わっているというような内容でよろしいですか。

○ 新垣聡民生課長

はい、届き次第というのは、委託している印刷業者さんへのデータを渡嘉敷村から印刷業者さんへ渡して、その印刷が済み封入次第ということになります。

○ 6番 當山清彦議員

その進捗状況は、今、わからないわけですか。遅れているというか、そういう情報等はないのかどうか。

○ 新垣聡民生課長

この件に関しましては4月入ってからのデータということで、当初より考えておりましたので、多少のずれはあるかと思えますけれども、そこまで遅れているというふうには考えていません。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。次に、臨時地方創生交付金に対して伺いたいんですが、これまで、飲食業に関しての支援というのは国、県から時短要請に関しては行ってきましたけれども、観光業に対しての支援というものがまだないと、そのなかで国や県ができない部分を町村創生臨時交付金自治体の判断でできるということでございます。糸満市がそろそろスタートするという話を伺っておりますが、現在、バスとタクシーには2回支援しておりますが、宿泊業、マリンスポーツ業に関しての支援というものがいない状況です。今後このような事業所への支援というものを考えられているかどうか伺います。

○ 玉城広喜観光産業課長

今回の臨時交付金の中で事業者の支援ということで一つは家賃支援事業、それから事業所も含めますが上下水道の基本料金の免除、それから新しい生活に対応した必要な衛生設備に経費にかかる一部を支援するという事業を整備しております。以上です。

○ 6番 當山清彦議員

先ほども申し上げましたけれども糸満市が新たな支援を初めております。ホテルや宿泊業に関して、客室が1～10部屋までは10万円、あと11～20室の大型のところに関しては1部屋1万円と様々な事業に対しての支援金を糸満市が用意しております。観光が9割基幹産業である本村において、観光業に対する支援を早急に進めていかなければならないと思っております。その点に関して、今後、計画はないという話ですが、村長、やっつけていかなければならない支援だと思っておりますので、村長の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほど、計画がないという話をしかけたと思っております。実は、計画がないではなくて、実は今回の第3次の臨時地方創生交付金、これを検討するに当たってコロナ禍、コロナ後、宿泊施設、ダイビング事業者、業種もあげて私の方から指示をしております。そうした事業者へも行き渡るような支援、この支援というのは単なる補填ではなくて、今後、事業を継続するための支援という観点から、それで先ほどのガイドラインを作成、遵守している事業者に対する補助ということも訴えております。そういう予算も計上しております。また、これから第4次、第5次ということになってくるかと思っております。そのなかでも事業者の状況を十分見極め、ヒヤリング等しながらしっかりと対応していきたいというふうに考えています。

○ 6番 當山清彦議員

現在、飲食店ばかりが支援を受けているような状況の中で、たいへん苦しんでいる事業者さんが多くいらっしゃいます。その点も踏まえて今後地方創生臨時交付金の部分で実際に任せられている部分ですから、ぜひとも本村の基幹産業を守るという部分でしっかりと検討していただけたらと思っております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

○ 2番 国吉英治議員

支出の9ページ、船舶課の新型コロナ対策38万3千円、こちらの中身をお伺いしてもよろしいですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第30号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第30号

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8千56万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月22日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

休憩します。

再開します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第30号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第31号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第31号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千637万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月22日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第32号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千641万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月22日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第3号、沖縄本島南部地域からの土砂採取計画に関する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 3番 新垣一史議員

発議第3号

渡嘉敷村議会議長 玉城 保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 新垣 一史

賛成者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺 雅晴

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画に関する意見書について

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和3年4月22日提出

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画に関する意見書（案）

令和2年9月8日、沖縄防衛局の「設計変更承認申請」が公表され、今なお多くの戦没者遺骨が残る南部地域の土砂が供給地として計画されていることが明らかになった。

沖縄本島南部地域は沖縄戦で逃げ場を失った住民が追い詰められ、また南下作戦をとった日本軍兵士のおおくが命を落とした場所である。幾多の遺骨は未だ見つかっておらず採掘場のある鉦山付近では、現在もなお遺骨収集が続いている。

熾烈を極めた戦禍の中、軍人、民間人、老若男女の別なく多くの人がこの地で斃れたことを、沖縄県民は知っている。先人や先祖への崇敬・親愛の情熱が強く、死者の魂の安らぎを大切にする沖縄の文化では、遺骨を含んだ土を埋め立てに投入、使用することは許されることではない。これは県民に共通する心性であり、共有する死者への礼節である。

よって、渡嘉敷村議会は遺族と県民の心情に寄り添い、政府に対して下記のとおり強く求める。

記

1. 沖縄県民の感情に最大限配慮するとともに、戦没者の遺骨等を含む可能性のある沖縄本島南部における土砂採取計画を検討すること。
2. 「戦没者の遺骨収集に関する法律」の趣旨に準じて、戦没者の遺骨収集を国の責任において実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年4月22日 沖縄県渡嘉敷村議会

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより発議第3号の採決を行います。新垣一史議員他1名から提出された意見書案については、起立によって採決をします。

本案に賛成の方の起立を願います。

賛成者6名、従って、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号6番）

令和 3 年

第 5 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日目

6 月 9 日

令和3年第5回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期3日間
 自 令和3年6月9日
 至 令和3年6月11日

月 日	曜 日	区 分	日 程
6月9日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
6月10日	木	本会議	報告第3号、報告第4号、報告第5号 議案第34号、議案第35号、議案第36号、 議案第37号、議案第38号
6月11日	金	本会議	発議第4号 請願第1号

令和3年第5回渡嘉敷村議会定例会は
令和3年6月9日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 6番 當山清彦議員 1番 與那嶺雅晴議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：6月9日(水曜日)午後4時32分

令和3年第5回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和3年6月9日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	報告第3号	令和2年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第7	報告第4号	令和2年度渡名喜村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第8	報告第5号	専決処分（令和3年度渡嘉敷村航路事業会計補正予算（第2号））の報告について
第9	議案第33号	渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第34号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について
第11	議案第35号	渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第12	議案第36号	令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第2号）について
第13	議案第37号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
第14	議案第38号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
第15	発議第4号	渡嘉敷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
第16	請願第1号	渡嘉敷漁業協同組合加工処理施設の建設に関する請願書について

○ 玉城保弘議長

ただいまから令和3年第5回渡嘉敷村議会6月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番當山清彦議員、1番與那嶺雅晴議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和3年3月分、4月分、5月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略いたします。

- 3月12日(金) 例月出納検査
- 3月18日(木) 阿波連小学校卒業式
- 3月24日(水) 渡嘉敷幼稚園卒園式
- 3月28日(日) 白玉之塔参拝
- 4月7日(水) 渡嘉敷小中学校入学式
- 〃 渡嘉敷村商工会要請活動(コロナ関係)
- 4月8日(木) 渡嘉敷幼稚園入園式・阿波連小学校入学式
- 4月13日(火) 例月出納検査
- 4月14日(水) 阿波連区浜下り行事
- 4月22日(木) 令和3年第4回渡嘉敷村議会臨時会
- 4月23日(金) 令和3年沖縄振興拡大会議 Web会議
- 5月12日(水) 例月出納検査
- 5月13日(木) 沖縄県町村議会事務局研究会 定期総会・事務局職員研修会(自治会館)
- 5月24日(月) 「2021鯨海峡とかしき島 海びらき」出席
- 5月28日(金) 南部広域行政組合議会 全員協議会・臨時総会(南部総合福祉センター)

6月7日(月) 議員協議会(定例議会事前議案審議)

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

おはようございます。私の前回3月定例議会、3月9日以降、昨日までの行政報告については、お手元にお配りしております書面にての報告とさせていただきます。

村長行政報告 2021.03.09以降

- 03/10 10:00 令和3年第3回渡嘉敷村議会 1日目
- 03/11 11:00 // 2日間
- 沖縄地区税関職員来庁対応(村長室)
- 統括監視官 内田浩一朗
- 監視官 大城有美
- 財務事務次官 當間成起
- ※税関業務の徴収学生への紹介について意見交換
- 03/12 10:00 渡嘉敷保育所卒園式参列 (保育所2F)
- 03/13 10:00 農業生産法人(株)まるファーム
- 代表取締役社長 渡眞利 毅 ほかに来庁対応 (村長室)
- ※アマランサス栽培について意見交換
- 同席:琉球大学法科学院教授 吉崎敦憲、當山清林
- 13:00 海神祭参列 祝詞
- 同席:船長小嶺、機関長小嶺
- 03/15 10:00 庁議
- 03/17 09:40 吉住沖縄総合事務局長一行 視察対応
- 同行:総合事務局 棚原課長補佐、平良棟子
- 端島、拝島、中島、黒島、儀志布島、前島、ウン島、ハナリ島
- 03/18 10:00 阿波連中学校卒業式 8名卒業 第313号~320号(阿小体育館)
- 12:40 吉住沖縄総合事務局長一行 視察対応
- 船蔵御嶽、海神宮、鯉節製造場跡、ニシ御嶽(交流の家敷地内から)、
- ヒータテイヤ、東展望台、西展望台、城島
- 03/19 13:15 渡嘉敷ダイビング協会倉庫設置場村有地賃借要望 来庁対応(村長室)
- 平田春吉、山城忍、比嘉清、玉城英史、佐藤健吾
- 同席:玉城観光産業課長、西元
- 14:30 渡嘉敷小中学校・阿波連小学校職員離任の挨拶来庁対応
- 03/22 09:40 水田給水栓破損現場確認(通報者:下地敏之) (小嶺後原)
- 10:30 青少年交流の家職員離任の挨拶 来庁対応

03/24 09:30 渡嘉敷幼稚園卒園式 (幼稚園 2F)
17:20 観光大使委嘱状交付「JUON」(村長室)

03/25 13:30 環境省奄美沖縄自然環境事務所 広野氏離任あいさつ来庁対応(村長室)

03/26 13:30 第2回満喫プロジェクト地域協議会 (県立図書館 4F)

03/28 12:00 白玉の塔慰霊祭(自由参拝)献花、マスコミ対応(白玉之塔)

03/29 15:00 第3回一般社団法人森林協会理事会 (沖縄みどり会館)

03/31 13:30 退職職員辞令交付式 (庁舎 2階)

04/01 13:30 職員辞令交付式異動及び新採用5名 (庁舎 2F)
職員昇格事例交付

04/02 11:00 青少年交流の家新任職員来庁対応 (庁舎 1F)
13:30 令和3年度公立学校教職員着任式 (庁舎 2F)
14:00 職員辞令交付(船舶乗務員:兼城) (村長室)

04/05 13:30 木造住宅建設に係る仕様書作成協力について打ち合わせ (村長室)
株式会社新洋当間部長ほか1名

04/06 10:00 庁議
13:40 一般社団法人渡嘉敷村観光協会販促事業現地取材で来庁対応(村長室)
琉球放送職員3名
14:00 辞令交付式(船舶乗務員:田原、徳村)(村長室)

04/07 10:00 渡嘉敷小中学校入学式(新入学小5名、中14名)(渡小中体育館)
15:30 村商工会(コロナ対策要望)来庁対応(村長室)
商工会:新垣会長、古波蔵副会長、山城副会長、小湾経営指導員
同席:神里副村長、玉城観光産業課長

04/08 10:00 渡嘉敷幼稚園入園式(新入園児10名)
11:30 株式会社杉養蜂園富永監査役、桃山部長来庁対応(村長室)
農林中央金庫熊本支店 平野主任
※養蜂事業について
同席:番田振興係
14:00 阿波連小学校入学式(新入学4名)参列 (阿小体育館)

04/09 13:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会事務打ち合わせ(村長室)
事務局員:田中

04/11 18:00 渡嘉敷区総会出席 ※新区長:知念 優 (中央公民館)

04/12 10:00 大田伊久夫琉球大学農学部教授ほか2名来庁対応(村長室)
※イノシシ赤外線調査試行
16:00 第17回新型インフルエンザ等対策本部会議
沖縄県にまん延防止等重点措置指定4/12-5/5

(沖縄本島9市、県内全域飲食店時短要請)

- 17:30 一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会 令和3年度第1回(庁舎2階)
- 04/13 10:00 観光協会事務局員採用面接(面接:福島 舞)(村長室)
同席:田中 守
- 14:00 藤村隆雄(沖縄県サイクリング協会理事長)及び
謝花さゆり(一般社団法人沖縄県サイクルツーリズム推進協会)来庁対応
※観光新規事業メニュー作りモニターツアーebike島内試走
- 04/14 09:27 宮里 哲 座間味村宮里村長と電話会談
新型コロナウイルスの接種実施の際、双方が人員派遣等の協力を行う
ことについて確認。
神里副村長に伝え、民生課西田に座間味村と連絡を取り派遣人員につ
いて調整するよう指示。
- 10:25 一般社団法人渡嘉敷村観光協会事務局員採用辞令交付(村長室)
辞令交付:福島 舞 同席:田中 守
- 04/16 10:05 鈴木祥之 沖縄奄美自然環境事務所 国立公園保護管理企画官(課長)
着任あいさつ来庁対応(村長室)
- 04/19 10:00 庁議 ※第3次新型コロナ対応地方性臨時交付金事業検討
- 04/22 10:00 臨時議会(第4回) ※第3次新型コロナ対応地方創生臨時交付金予算補
正
- 04/23 15:00 沖縄振興拡大会議 web (庁舎2階)
同席:玉城保弘村議会議長 総務課小嶺補佐 新里議会事務局長
- 17:50 渡嘉敷港静穏度向上に係る県提案防波堤設置により懸念される影響につ
いて、玉城議長と防波堤設置に伴う懸念事項について意見交換
- 04/28 15:00 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に関する説
明会 web 同席:企画係小久保栄太郎 (庁舎2F)
- 04/30 10:10 阿波連区長退任及び就任あいさつ来庁対応(村長室)
前:金城健一 新:平田春吉 (4/28総会にて承認)
- 05/10 10:00 庁議
- 18:45 渡嘉敷港静穏度向上対策案に関する懸案事項検討会議(那覇連絡事務所)
出席:座間味哲邦船長、小嶺正和船長
新里武彦次席船長、赤嶺孝夫次席船長
兼元修治次航、奥間良明三航
田原 守那覇連絡事務所長、中村祐三
山城 淳課長補佐
※防波堤設置案について、うねりによる入港困難が想定されないか検証

- 必要。 ・ 検証を沖縄県に要望する。
- 05/11 13:05 「渡嘉敷島でのローカル5Gの活用」についてプレゼンで来庁(村長室)
 本田孝男 株式会社A. I. S代表取締役
 荒木 豊 株式会社DIRECTION
 井桁節哉 //
- 17:30 渡嘉敷村観光協会理事会 (庁舎2F)
- 05/12 10:00 南部林業事務所長他来庁対応 (村長室)
 仲田真 南部林業事務所長
 町田政司 // 副所長
 西岡寛子 // 主任
 同席:玉城広喜 観光産業課長、新垣一清施設係
 ※造林事業について意見交換
- 11:05 多田沖縄気象台長とのオンライン懇談(庁舎2F)
 同席:小久保栄太郎企画係
- 13:00 村観光大使 DJSASA 来庁懇談(村長室)
 同席:尾崎憲男課長補佐兼観光係、池松友加観光推進係
- 13:00 宮平克哉 株式会社アトムホームCEO来庁対応(庁舎2F)
 宮平宗幸 // 専務取締役
 中嶋崇史 一般社団法人熊本環境革新支援センター理事
 ※PPA事業について、ジビエカーについて、
 同席:金城 満総務課長、小嶺公志庶務係
- 18:00 令和3年度沖縄県「体験の風をおこそう」運動推進協議会理事会
 (ていりる3F第1研修室)
- 18:30 令和3年度「地域ぐるみで『体験の風をおこそう』運動in沖縄」実行委員会 (ていりる3F第1研修室)
- 05/14 14:00 令和3年度一般社団法人沖縄県森林協会第1回理事会(沖縄みどり会館)
- 05/19 10:00 米山 茂沖縄総合事務局運輸部長 来庁対応 (村長室)
 上間 要 // 企画室 観光振興官
 丸川遼也 // // 係員(観光庁から出向)
- 13:00 上記3名儀志布島・前島視察に同行案内へ16:20
- 05/20 10:00 新型コロナウイルスワクチン集団接種従事医療関係者出迎え(村中公民館)
 13:25 一般社団法人沖縄県地域振興協会理事就任内諾Web会議(村長室)
 14:00 一般社団法人渡嘉敷村観光協会事務合せ 事務局員:福嶋(村長室)
- 05/21 10:00 新型コロナウイルスワクチン集団接種従事医療関係者迎え(村中央公民

- 館)
- 17:00 // 終了ミーティングにてスタッフにお礼のあいさつ //
- 05/24 10:00 庁議
- 13:00 海開き(阿波連ビーチ)参列 同行:副村長、教育長
- 14:00 公益社団法人沖縄県地域振興協会 令和3年度第2回理事会Web(村長室)
- 16:00 第19回新型インフルエンザ対策本部会議(庁舎2F)
※政府の沖縄県緊急事態宣言(5/23~6・20)を受けて
- 05/25 10:00 議案検討会議(庁舎2階)
- 05/27 13:30 令和3年度南部市町村会定例会(自治会館)
・沖縄総合事務局開発建設部との懇談会提出資料
・沖縄県土木建築部との懇談会提出資料ほか
- 05/31 17:30 一般社団法人渡嘉敷村観光協会 臨時理事会(庁舎2F)
- 06/01 09:50 渡嘉敷診療所 山城医師との懇談(村長室)
※県立病院のコロナ患者受け入れ状況ひっ迫の現状について
同席:神里副村長、金城総務課長、新垣民生課長、小久保企画係
- 16:00 地域公共交通(乗り合いバス)の存続について協議
同席:神里副村長、金城総務課長、小嶺公志庶務係、金城和作財政係
※経営状況を確認し、支援の在り方を検討していく。
- 06/03 14:00 県知事とのWeb会議 ※新型コロナウイルス緊急事態宣言 学校休校について
- 06/04 11:30 第20回新型インフルエンザ対策本部会議(庁舎2F)
- 06/07 10:00 庁議 / 一般質問答弁書検討会議(庁舎2F)
- 令和3年6月9日報告

渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。順次発言を許します。

5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

皆さん、おはようございます。一般質問通告書のとおり、今回私の方から一般質問させていただきます。まず最初に、学校の備品についてなんですけど、現在、渡嘉敷小中学校の備品、教室の椅子が足りないということで、現在どのように対応しているのか、教育課長の方にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○ 小嶺国土教育課長

お答えいたします。現在の対応といたしましては、阿波連小学校より机4台、椅子4脚を借用し、なお不足している分についてはランチルームの椅子を使用して対応しております。

○ 5番 座間味満議員

ランチルームから持ってきて対応しているということなんですけれど、ランチルームから何脚教室に持ち込みしているのか。そしてまた戻ったら給食の時には戻しているのか。

○ 小嶺国土教育課長

学校からの報告では、ランチルームから4脚借用しているということで、給食時に戻しているかどうかについては確認とってないです。

○ 5番 座間味満議員

現場から上がってこないと分からないということもあると思うんですが、しかし、毎年統計調査出していますよね。統計調査で今現在、渡嘉敷中学校1年生14名、全体で36名とお聞きしているんですけど、統計調査に関しても出しているわけですから、教育委員会としてはそのへんの中身を把握しながら学校と対応すべきじゃないかと思いますが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

○ 小嶺国土教育課長

学校備品となっていますので、基本的には学校から要望があったものに対して予算を計上して購入するという流れになると思います。ただ、議員おっしゃるとおり学校の方ともう少し連絡をとって、こういうことが今後ないように気をつけたいと思います。

○ 5番 座間味満議員

分かりました。これは早急に対応していただきたいと思うんですが、じゃあ今後どのように対応するのか、予算を計上しているのか、当初で予算を計上して、実際購入しているのか、今回また補正で対応するのか、このへんをお伺いします。

○ 小嶺国土教育課長

今後の対応については、現行の当初予算において学校より要望があった椅子6脚分については予算が確保されてます。こちらについては現在購入手続き中ということになっております。ただ、転校生とかというのに関して、なお、不足している分がありますので、こちらの方には本日上げている補正予算の方で小学部で机1台、中学部の方で机4台、椅子4脚を計上させていただいてますので、こちらが承認された暁には早急に購入手続きに入りたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

このへん教育長にお尋ねしたいんですが、月1回ですか、両学校長と懇談をやっているわけなんですけれど、そのへん学校の方から話は上がってこないですか。それとも教育長自ら課長と一緒に現場へ行って視察する必要があるんじゃないかと私は思うんですけれど、そのへん教育長の考えをお聞かせください。

○ 新崎直昌教育長

お答えいたします。毎月、議員ご理解のように1回校務研をやっております。そのときにそういう課題があれば報告するようにはなっておりますけれど、なかなかそういうことが上手くいかなかったというのが今回の例じゃないかなと思います。

それともう1点は、コロナのこういった状態で、それがずれたり、学校訪問がずれたりとか、そういうのがあったのが一つの原因じゃないかと考えております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 座間味満議員

次年度なるんですけれど、先ほど教育課長の方から話もあったんですが、椅子6脚とテーブル1つというふう購入するという計画があるとおききたんですけれど、ぜひ調査に出向いて、現場に行って出向いて、テーブルもだいぶ老朽化しているというふうな話もお聞きしていますので、そのへんも次年度の予算で構いませんので、それとも9月の補正でやるのか、ひとつこのへんも含めて検討の程をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2番、渡嘉敷区の事務所についてなんですが、我が村では渡嘉敷区区長、そして阿波連区区長、両部落、今回総会もやりまして両方の区長が替わったということで、部落の行事は区長が推進してやっていくと。村の行事に関しては村長がやるということに対して、要するにこちらにも出してありますように渡嘉敷区の自治会の会則では、事務所は字渡嘉敷209番地。現在の公民館ですね、事務所を置くとなっているが、現在どのようになっているのか、そのへんを村長にお伺ひしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。まず、昭和45年7月28日に旧公民館、前の保育所、今の郵便局の向かいにある今使っていない建物ですが、これが昭和45年7月28日に落成しているという記録が残っております。そして現在の中央公民館、これは昭和53年4月12日に落成祝賀会、昭和53年築ということになります。渡嘉敷区自治会の会則がいつ制定され、どのような経緯で公民館に事務所を置くことされたかは承知をしておりません。私は平成4年4月に教育委員会事務局に採用されております。当時、教育委員会事務局は今の中央公民館の中がありました。それから29年2カ月余りの月日が経過しておりますが、当時から現在に至るまで中央公民館内の一定の場所を指定して区の事務所が設置されたということはなかったものと認識しております。

○ 5番 座間味満議員

村長、自治会の会則を読んだことありますか。そして村長は実際この前の渡嘉敷区の部落の総会の時に、現区長に協力するというふうな話も聞いていますけれど、自治会の会則では209番地に置くという。これも村長も協力するというのはただ口先ばかりで協力する

のか。実際行動に出して区長と話し合いをしながら事務所を置くのか。今までの区長は大変だったと思うんですよ。お家で自分で計算しながら決算書をつくると。そういう経緯もありますので、村長これからですね区長とも話をしながらぜひ公民館にどの場所に置くのか、そのへんに関して村長がどのようにお考えなのかお聞かせください。

○ 座間味秀勝村長

以前にですね、前の区長からも同様の相談をいただいたことがあります。要するに会則には事務所を209番地に置くというふうになっておりますということで。ですが現在の公民館では、そこに専用のスペースとして提供できるスペースはないということを申し上げており、書類の保管庫、これについてのみ置く場所を提供しているというところがございます。なお、今後のことについては中央公民館が完成から43年を経過しているということもあります。今後建て替えを検討する中で多目的機能を有する施設とすることが必要であると考えておりますので、その中で必要な機能として検討していく必要があるというふうには考えております。

○ 5番 座間味満議員

これですね、村長、今おっしゃった多目的に公民館の建て替えというお話も出てますが、現況を見ながら対応できるところは私の考えでは早めに対応して、要するに書類を置ける場所だけでもいいですから、そのへんの確保をできないでしょうか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁したつもりでございますが、公民館の中に書庫、ロッカーを置くことについては現在も許可をして置いていただいているということでございます。

○ 5番 座間味満議員

村長これは実際、現区長も把握の上ですか。

○ 座間味秀勝村長

前の区長から当然引き継ぎがされているものと思っておりますので、これまでの書類等についての保管ですね、区の書類の保管についてはそこでされているものというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

保管されていると考えているというよりも、村長自ら行って話を聞いてみて下さいよ。両部落のことも考えて。阿波連も実際生活館でいろいろ事務所構えていますよね。そのへん密に区長と部落行事のことですから、そのへんも交えて先ほどもおっしゃっていたんですけど、村の行事は村長の責任、部落の行事は区長の責任と。整理とまでは言いませんけれど、行事をやっていくというのがありますので、そのへんも早めに煮詰めて、区長と相談しながらやっていただきたいと思っておりますので、そのへんの検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、最後になりましたけれど、港湾対策についてなんです、まず最初に、ゴ

ールデンウィーク期間中、5月1日から5月5日までの入客数、1日平均何名いたか、船舶課長お願いします。

○ 我喜屋元作船舶課長

座間味満議員の質問にお答えいたします。ゴールデンウィーク期間中の入域客数は高速船、フェリー合わせて平均553名となっております。

○ 5番 座間味満議員

1日553人、約渡嘉敷の人口に近いですね。これに関して、以前にも話が出ましたように、船員からコロナウイルスがでるんじゃないかという懸念も前にあったわけですね。それに対して、じゃあ事業者と一緒に、コロナ対策協議会もあるわけなんですけど、私の考えなんですけど、私の憶測ですが、協議会で検討したのか、船を増やすのは村長独断でやったのか、そのへんのお聞かせ下さい。

○ 座間味秀勝村長

渡航自粛、これは2番目の質問というふうに捉えてよろしいでしょうか。渡航自粛を放送したのはゴールデンウィーク期間中のダイヤの3便運航したのはなぜかということに対するお答えということではよろしいでしょうか。

まず、本村では乗船の予約というのが予定日の運航日の2カ月前から予約ができるというふうに取り扱っております。沖縄県のまん延防止等重点措置が出されたのが4月9日でありました。その時点では既に予約を多数受けているという状況がございましたので、これについては予定どおり運航するという判断をしております。

○ 5番 座間味満議員

以前からも運航するというふうに決めているということなんですけど、実質的にいえば欠航ということはできなかったんですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しあげましたけど、もうその時点では既に便によっては満席近い予約が入っているという状況がございました。その中には地元への宿泊の予定者、日帰りだけでもない、宿泊予定者等も含まれていると考えられます。地元の事業者の利益を確保するという観点からも欠航は好ましくないというふうな判断をしております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁なんですけど、欠航に関しては相応しくないということで、最後にも3番と重複するんですが、放送では渡航自粛しなさい、しなさいと。逆に船にはコロナいらいしやい、コロナいらいしやいというふうに捉える方も実際村民にいたと思うんですよ。実際出たわけですから。そのへんに対して、これからもコロナがゼロというのは絶対ないと思うんですよ。

ある観光客から話を聞いたんですが、来たけど食事もできないと。やっぱりそうですね、お店もコロナで警戒しているわけですから、閉めているところもあると。じゃあ渡嘉

敷村は観光立村ですから、来て食べるものもないということに関してデメリットが大きかったんじゃないかと私は思うんですが、村長はどのようにお考えでしょう。

○ 座間味秀勝村長

飲食店等の営業については、各飲食店等のホームページ等でお知らせもしているかと思いますが。通常は日帰りでもなく来るということであれば、そういった食べる場所があるのかなということ等をインターネット等で検索をするなりして調べて来られるということが当たり前なのかなというふうに感じます。行けば何とかなるといって来られた方がたまたまそういう目に遭ったというはあるのかもしれませんが、先ほども言いましたとおり、ゼロにするということでは経済が成り立ちませんので、両立する方向で、両立のバランスをどこに置くかということになると思うんですが、それはその時々村内のコロナの感染状況等も踏まえて判断をしていくということになるかと思っております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁なんですけど、インターネット等で自分たちはホームページを立てているところもあるわけなんですけど、実際これを修復してないと、通常どおり営業しますよというミスも実際あったかと思うんですよ。それに対してじゃあ渡嘉敷に遊びに行こうかと来たときに、やっぱり違ったと。食事もできないということもあったかと思うんですが、このへんに関して、コロナがゼロというのは絶対ないわけなんですけど、そのへんに対して次回村長はどのようにやっていくのか。中にはある離島ではゴールデンウィーク3日から5日まで船を全便欠航された離島もあるんですよ。そのへんに対してこれから先のことを考えて、村長はどのようにお考えなのかをお聞かせ下さい。

○ 座間味秀勝村長

昨年の2月頃からコロナということが表に出てきたかと思っております。そして昨年4月以降には国の臨時交付金等を活用しまして、コロナの感染防止対策、あるいは事業者への支援とこれまで行ってきております。なぜそれをしたかという、経済との両立を図るためであります。要するにコロナが収まるまでじゃあみんなおとなしく黙って、船も欠航させて生きていきましょうということではないと思っております。感染防止対策を最大限とりながら、お客さんも迎え入れるということが経済との両立を図るという方向かというふうに私は判断をして取り組みをしてきたつもりでございます。今後でもですね、もちろん感染状況を踏まえながらではありますけれども、そういった両立できる方向、経済との両立ですね、これを模索しながら進めていきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

経済の両立、これは確かに必要だと思うんです。みんなやっぱり生きていかないといけないわけなんですけど、実際交付金とかでは、特に事業者とか厳しい環境にあるんじゃないかと。中には閉めようかというところもあるわけなんですけれど、現在沖縄県でも300名という、363名が一番多かった時期で、やっぱりこれが夏場に向けて7月、夏休みに

入ったら実際これの倍出る可能性というのも十分あると思うんですよ。このへん村長よく議会の中でも話し合いを出して、どのように対策するのか、もういっぺん検討していただきたいと思いますので、ひとつそのへんよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に、6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

おはようございます。一般質問通告書に従いまして質問を行います。まず、保育所運営についてお伺いしますが、過去伺ってまいりました保護者による保育士への嫌がらせ行為が発生して、この問題を取り上げております。内容については当局は把握しているものと思っておりますので進捗状況を伺います。

○ 座間味秀勝村長

保育所運営についてのご質問でございます。これについては保育所に常勤の所長を廃止するというこの人事については、これに係る事務分掌の見直しを行うということから取り組んでいきたいというふうに考えております。これについては外部からというよりは内部昇格を含めて、また新しい人材の採用等もしなければ今後また続いていかないということもありますので、そこらへんの人事等を含めて検討しているという状況でございます。

また、議員ご指摘の保育所が有事の際の職員の不安ということでございますが、これについては現在ある危機管理マニュアルに沿っての対応を確認しながら、引き続き園内研修等を行い、これまで以上に職員との連携を密にして、不安の解消に努めるとともに適正な人事配置に努めてまいりたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

そのマニュアルについてですが、いつ作成されて、いつから実施されているのか伺います。

○ 新垣聡民生課長

危機管理マニュアルについてはこれまでも答弁したかと思うんですけども、毎年行われている訓練等において見直しがあればその時点で見直しをする。いつ管理マニュアルを策定したかということに関しては、今、すみません答弁ができません。

○ 6番 當山清彦議員

前回補正予算の質疑の中でお話を伺ったと思っております。その中で教育委員会に関しては小嶺課長からご連絡をいただいて、私も意見を述べさせていただいて、その進捗というは確認をしておりますが、民生課の保育所運営でこの事件が発生してから、その後何をして修正しているのかを伺えたらと思います。

○ 新垣聡民生課長

今おっしゃられたとおり教育委員会の方で進められているということで教育課長の方からも資料をいただいて、その資料をもとに今現在、中身を精査している状況であります。よってきちんと策定ができていない状況ではあります。

○ 6番 當山清彦議員

この事件が起こってから1年以上経っている状況です。保育士からまた保育所からの職員から、私はどうかしてくれというふうに伺っています。この通告書に書いてありますけれども、所長に事故のある時には主任保育士が職務を代理すると書いてあります。結局主任保育士はそういうことができる人間は配置していると思っております。ですのでもう主任保育士でいいのかなと。村長は外からの起用は考えていないということですから、それでいいんじゃないかと思っております。人件費もかかりませんから。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

主任保育士を所長という立場に置くといったときに、この所長として、先ほども述べましたけれども、所長としての事務分掌がいかなるものかということについて精査をしていく必要があると思います。主任保育士を所長というかたちで上げてしまうとですね、今度は誰かを主任保育士に上げないといけない。そうすると現場の保育士が足りなくなるという状況がございます。人事も含めて検討をしていると。新規の採用も含めて考えていかなければならない事項だと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

1年以上経っていつ精査するんですか。事務的な話と申しますけれども、じゃあ主任保育士が所長を兼務することによって、どれぐらいの仕事量が増えるのか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁のとおりですが、現在この事務分掌を整理していると、どこまで所長の責任というかたちで現場に投げるべきか。そしてまたそれを統括する民生課長としての役割はどこまでかという部分についての明確な線引きはまだできておりませんので、それを今後検討していくということになります。

○ 6番 當山清彦議員

新型コロナウイルス感染症の対策で民生課長たいへんお忙しいと思っております。ですが問題が起こってからたいへん時間が経っておりますので、早急に進めていただけたらと思っております。

次の質問に移ります。コロナ禍における家庭の実情は様々であります。入所資格のコロナ禍における特例制度を入れていただきたいということでございますが、現在入れていない方がいらっしゃると思っております。これは渡嘉敷村保育所保育の実施承諾基準要綱の保護者の勤労状況で今入所できていない状況だと伺っておりますが、この件についてまず

現状と、コロナ禍における特例制度についてどのようにお考えか見解を伺います。

○ **新垣聡民生課長**

まず、コロナ禍における家庭の実情で特例制度について答弁したいと思いますが、コロナ特例制度というのは村独自でそれを制定をしてということになると思うんですけど、現状において特例制度の根拠を示すことが難しいかなと考えております。議員おっしゃるとおり現状におきまして緊急事態宣言等で雇用主から自宅待機を命じられたり、勤務時間の制限があったりということでその基準に満たない、またフルタイムが短時間になるという方もいらっしゃるという実情もあります。現に今こういう相談も受けております。担当課としては保護者やその保護者を雇用している雇用主などから内容を聴取し、今のコロナ禍における現状に合わせて柔軟に対応していこうかというふうに考えております。

○ **6番 當山清彦議員**

この件については事前に民生課長からご連絡いただいて事前にお話はしておりますが、今課長が答弁した内容をどのようなタイムスケジュールで行っていくのか。今現在預けていない現状があるわけで、それを早く進めていっていただきたいと思ってですね、タイムスケジュール的なことまで伺えたらと思います。

○ **新垣聡民生課長**

実際この場でタイムスケジュールを明確に答えられるかというのと難しいかと考えております。

○ **6番 當山清彦議員**

しっかり村民に寄り添い、また事業主も今大変でございます。雇用調整助成金を活用しながら何とか雇用を保っている状況ですので、そこは加味していただいて早急をお願いいたします。

次の質問に移ります。内部統制制度について過去何度も伺っております。私としての要望としては副村長を筆頭にやっていただきたいということを述べてまいりましたので、副村長に進捗状況を伺います。

○ **神里敏明副村長**

内部統制に係る進捗状況について答弁をいたします。昨年12月の定例会以降の状況になりますけれども、これまで議員より監査業務において統一見解がされていないものが多いというような指摘が多々ありました。例月出納検査等で指摘された事項については書面により確認できるものもありますけれども、監査委員から直接口頭での聞き取りであったり、指摘された事項については把握できていないものがあることから、2月16日、だいぶ前ですけれども、庁議において各課長へ監査において監査委員から口頭での指摘を受けた事項について、指摘事情の内容、それから回答内容について提出するよう指示したところでございます。内部統制を図る意味で各課長に指示を行っておりますが、現時点でまだそういった提出がない状況でありますので、これも早急に対処したいというふうと考えて

おります。

それから、村の財務関係の一番基本となります財務規則については、大幅な見直しが必要になるということで、今回、一般会計補正予算に財務会計例規整備支援業務の委託費を計上しておりますので、予算成立後は速やかに実施し、整備後は財務に関する事務が適正に処理されるよう統制を図ってまいりたいと思います。

それから、リスク管理についても、これまであった苦情事案や問題となった不適切な事務処理等の一覧が現時点ではまだ未作成となっておりますので、この件も各課長に指示をし、早急に取りまとめていきたいというふうに考えております。今現在がこういったような状況でございます。

○ 6番 當山清彦議員

内部統制制度についても過去何度も伺ってきております。やはりちょっとスピードが遅いと言わざるを得ないと思っておりますが、そこで以下伺っておりますが、2番と3番はほとんど同じような問題でございます。これまで各支援団体への補助金の運用とか返還等についての見解が統一されていないと。各係、またその他課長補佐であったり、課長であったりと皆さん意見が違うわけですよ。それで根拠のないまま財政支援団体に対して返還しろとか、そう言っていること事態がおかしなことなんです。これについてまず見解を伺えたらと思っております。

○ 座間味秀勝村長

これについては私の方から答弁させていただきますが、まず、村内の各種団体等への補助金の交付ということについては、渡嘉敷村各種団体に対する補助金交付規程がございまして、これにより、また、社会教育団体等については個別の要綱を定めて、この規定の取り扱いによる運営をしているということでございます。

議員ご指摘の統一見解の根拠がないままという部分がありました。この統一見解というのは本来は、渡嘉敷村各種団体に対する補助金の交付規程、これがそれに当たるかと思うんですが、これには細かな要綱等別に定めるものがございません。この規定の中で現在は第8条に、この規定による補助金の交付を受けた団体が次の各号の一つに該当するときは村長はその時の一部または全部の返還を命ずることができる、というふうな書かれ方をしております。具体的にそれが何かと、どういうふうにするのかということについては定めがございません。同規定は運用、返還等の取り扱いに係る詳細な取り扱い要綱、根拠を十分に示されていないことから、今年度において改正に向けて検討するよう指示しているところでございます。

○ 6番 當山清彦議員

今村長がおっしゃったとおり、ちゃんとした規定がない、統一見解がないという話ですが、今回、社会福祉協議会は返還したと聞いております。これについてどのような内容だったのか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

これは補助金というものについては、その使い切れなかった部分については返していただきたいということでございます。その使い切れなかった部分についての返還をお願いしたいということでございます。

○ 6番 當山清彦議員

その中で補助金を何につかったとか、そういった根拠になる資料を向こうがつくっていたのかどうか、そして当局がそれを確認したのかどうか、それ以外の部分で返還を求めたのか、そんへの詳細を伺えたらと思います。

○ 新垣聡民生課長

ただいまの社協に関しては民生課の管轄ですのでお答えしたいと思います。運営補助金とは別に各事業の補助金がありまして、自主財源等も利用料とかの自主財源もあります。その中で補助金をつかわない部分に関しては今年度返還というかたちをとらせていただいております。

○ 6番 當山清彦議員

なのでその補助金を何につかった、使途、それも全て確認した上で、社協が納得した上で返還したのかどうか。そのための協議を行っているのかどうか、そのへんを伺いたいと思います。

○ 新垣聡民生課長

それに関しては、社協の事務局長並びに村の担当者、副村長、総務課長等と協議をして決定しております。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関しては通告していないので、これ以上は聞きませんが、社協も監査入る予定です。その際にまた詳細を確認していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

もう1件だけ、PTAの補助金、教育課長か教育長に答えていただけたらと思いますが、今回、最初5割カットするという話を伺いました。当局の中で協議をされて3割カットまでは頑張ったと。でまた次、5割カットするとか、そういった話がPTAにきているわけですね。こういったところもなんでそこまで減らされるのか、社会教育団体ですから、皆さんが社会教育団体を育成するつもりがないのか、そのへんの詳細を伺いたい。通告していないのでできないなら後でもいいです。お願いします。

○ 小嶺国土教育課長

社会教育団体を育成する気がないのかという話になると、そうではないと考えています。ただ、村全体の財政状況を考えると一律に下げているつもりもないんですが、皆さんにもある程度の我慢をしていただきたいということで、今年度は3割減、今後財政状況によっては、もしかしたらという話はさせていただきましたが、明確に5割カットという話をしているという認識ではないです。

○ 6番 當山清彦議員

そのへんもですね、やはり交付されている団体と皆さんとでは、やはり意見の相違があるわけです。このへんはまた後日協議させていただきたいと思っています。よろしく願いします。

3番、村における商工会とはと書いております。令和2年度補助金の減額がありました。その際にも一般質問でお話させていただいたつもりでございます。その中で様々な議論をしてきて、またこのコロナ禍の中で商工会の補助金を返還しろとかそういう話が出てきているのが事実で、これは例月出納検査の時に観光産業課長、そして課長補佐、係を呼んでお話をさせていただきましたがけれどもやはり統一見解がない。村として商工会というものをどういうふう考えているのかというのを伺いたいんですよ。お願いします。

○ 座間味秀勝村長

まず、この商工会という組織は、商工業の総合的改善発達を図ると共に社会一般の福祉の増資に資することを目的として法律に基づいて定められた特別認可法人であります。村商工会は地域の総合経済団体、又は中小企業の主要団体として豊かな地域づくりと商工業の振興のために様々な地域振興事業に取り組んでいることと認識をしております。

私は、平成22年度に当時の経済課において商工観光係を拝命し、平成28年度までの7年間に渡り商工及び観光の係を担当をしておりました。その中で平成24年度に一括交付金が導入されて以降、当時修学旅行の受け入れの業務を担っておりました商工会に専従の職員を配置できるように立案し取り組んでまいりました。平成30年度までの7年間にはトータルで2千600万円の支援をしております。また、商工会事務局の運営補助金についても平成25年度から27年度までは毎年209万7千円、平成28、29年度は210万円、平成30年度令和元年度は228万円。そして新型コロナの影響を受け令和2年度は300万円を超える補助金の交付を行っております。こちらにグラフを用意しております。上のほうが商工会の補助金、下の方が先ほど言った修学旅行の受け入れに関する一括交付金を活用した事業費の補助金支援でございます。

村の財政においては財源のほとんどを国からの交付税や交付金、補助金に依存しております。交付税の伸びが期待できない状況であります。村内事業者の利益を上げ、住民税などの税収を増やし、財源を確保し村民の福祉向上の取り組みをする、充実させることが行政の責務だと考えております。経営改善指導や設備投資などの融資の窓口となる商工会はコロナ禍にあっても村内中小事業者の事業継続、利益確保のため新たな取り組みを支援するなど重要な機能になっていると認識をしております。その商工会に対する支援は手厚く行ってきたつもりでございます。

○ 6番 當山清彦議員

なので、まず昨年度で削減されたこと。その際に私は申し上げたつもりでございます。さっきの各種団体補助金もそうですけど、民間へのしわ寄せじゃなくて、まず身を切って

からこういったところには手を付けてこないと、どうしても苦情がくるわけでございます。そして今回、補助金を返金しろということで今回このような話になっているわけですが、その際に商工会の事務局はちゃんと補助金を何につかっているのか、そういった資料、根拠というものを示しているわけです。根拠がないまま返還しろという話を今回されたわけですよ、当局は。

通告にありますように、村長が代わる、役職人事が代わる、3年4年で代わるわけですから、政局の中で村の商工会、さっき村長が申し上げたことはたいへん重要ということは理解はできたわけです。にもかかわらずやっていることはおかしいですよということを言っているんです。今後また同じような話があるんですか、村長。

○ 座間味秀勝村長

令和2年度300万円余りの交付をしております、これについて使い残しが40万くらいあると、全体です、ううに確認をしております。それについては返還をしていたきたいということを申し出ております。

○ 6番 當山清彦議員

なのでその内容というものはちゃんと把握していますか。時期繰越金がこれだけある、補助金を何につかったかというものを把握した上で返金しろということですか。そのへんを伺えたらと思います。

○ 座間味秀勝村長

商工会の運営は会員の会費、そして県からの補助金、そして村からの補助金ということになっているかと思えます。県からの補助金については定額補助で返還の必要はないというふうに聞いております。しかし、村からの補助金について、これを充てて40万円トータルで余ったということであれば、本来は要らなかった、この分はお返しますというのが補助金としての考え方かなと思います。しかしそれが明確に、先ほども言いましたけれども、明確に補助規程要綱、あるいは決定通知書に明記をしていないということで返還を拒むということが今現在起きております。ですから、これについては本年度しっかりと交付規定を整備をし、補助金の取り扱いを行っていくというふうな考えをもっております。

○ 6番 當山清彦議員

村長、ここでですね、補助率の問題は考えたことありますか。商工会全体の予算、全て含めてですね、村から入ってくる予算がこれだけ、その補助率とかも考えた上でこのお話はされていますか。

○ 座間味秀勝村長

補助率云々という話ではなくて、必要な経費として求められた分を交付しましたが使い切れませんでした。使い切れなかった分についてお返しいただきたいというふうに申し上げます。先ほどご説明申し上げましたけれども、平成25年度209万7千円が現在は300万円というふうに、要するに90万円、この間にアップしてきております。率で決めてい

るわけではありませんけれども、県からの補助金、会費でもって、足りない分について村が補助をしてきているという流れの中で、こういう結果になっておりますので、この中で毎年繰越金が出るということ事態は、本来好まし状況ではないと私は思っております。補助金を受けた団体が使い切れず繰り越しましたということであれば、使い切れなかった部分は一旦お返しいただくと。必要な分についてはまたその次の年度に要求をしていただくということが適正な取り扱いだと考えております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

商工会からの追加資料も見られていないということですが、いくら時期繰越金があったからといって、やはり根拠がないわけです。先ほどから言っているように交付規定が整備されていない、プラス統一見解もないままで返還しろといった内容です。もう一回伺いますが、今後整備するという話ではありますが、同じような話がありますかこれから。村長はまだ資料も見っていないという話じゃないですか。なので通告しているとおり、村長、課長、統一見解ない。今答弁しているのは村長、また課長とは考えが違うかもしれない。この資料も見っていないわけですから。地域を支える商工会、地域の企業を支える商工会の安定的な運営をしたいわけです。それが皆さんで揺らいでいるわけです。商工会としては今後弁護士と相談するという話まで私は伺っております。

村長、先ほど申し上げたとおり商工会法に則って設置されているわけでございます。これを自治体が、この運営を揺るがしているのが現状です。このことについて今後こういったことがないようにしていただきたいと思っております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

必要な経費について、これまで補助をしてきて、それを元に運営できてきているものと私は考えております。今回については40万円以上、手元にあります資料によると44万4千503円の繰越金が出ていると、令和2年度で出ているということでございまして、それについては補助金を返還していただけませんかということをお願いしているわけでありまして、商工会の運営を圧迫しようという考えでそういうことをしているのではありません。但し、先ほどから申し上げておりますように、こういった場合にはこうしますという明確な規定がこれまで策定されてこなかったことが原因の一つに考えられますので、そこはきちっと策定をして、しっかり支援をできるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

答弁があまり変わらないのでお願いしたいんですが、観光課長、商工会としっかりと協議した上で今後進めていっていただきたいと思うんですが、観光課長の見解を伺えたらと

思います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。商工会の位置づけとして先ほど村長が答弁したとおり私も同じ意見をもっております。そういう中でこれまで団体補助金に関しては全ての団体に補助金する要綱ということで準用してきましたが、なかなかそれに当てはまらない団体もいるのかなという考えもございます。そういう中で他市町村の補助金への補助金規程要綱等を今勉強中でありますので、適正な運営を図れるような要綱整備に努めていきたいと思っております。

それから、商工会の支援ということで今お話をしておりますが、商工会、それからその周りの中小企業の皆さん事業者への支援については一括交付金を活用した観光客入客受け入れ業務等について事業者の皆さんのスキルアップ等の事業も支援しておりますので、そういうものも含めて、今後も継続して支援をしていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

商工会についてですけれど、経営改善普及事業において、これまでで最も多い月に118件の相談、年間をとおして824回の巡回窓口相談が実施されております。また、金融斡旋についても貸付総額2億7千310万円、これも過去最高となっております。商工会がなくなった場合のことを考えていただきたい。島の小規模事業者は本島に相談に行かなくてはなりません。そのへんも踏まえて商工会とも協議の上、要綱の作成、また安定的な運営を図れるためにご協力いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に伺います。道路行政について伺います。これについてですが、住民から当局への要望とありますが、このへんはちょっと要望した方が曖昧で、複数の職員、または駐在には相談していたそうですので、正式な要請ではないので、このへんは削除させていただきたいと思っております。

現在、改修が進んで直線道路の速度超過が増える一方ということがございます。近くには阿波連小学校があり、また安波連ビーチの端っこ、エントリーする場所でもあるわけで、ここに段差舗装、あとは注意喚起というものをさせていただきたいと思っております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員ご質問の道路は、昨年度改修舗装した阿波連漁港へ繋がる道路のことと認識しております。改修舗装したことで路面が滑らかになってスピードを出す車が増えたというようなことかと思いますが、そういうことであれば状況調査をして、スピードを出し過ぎないような注意喚起策を検討、実施してまいりたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

よろしくお願いたします。このへんも阿波連小学校や周辺住民にしっかりと聞き取りをしていただいて進めていっていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

議長、休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

オンライン学習塾について伺いますが、これまで同じ内容でお話してまいりました。そこで一括交付金事業だからということで単年度事業ということでタイムラグが発生しているわけですが、子どもたちの教育の場が削られているというような考えもできるわけです。しっかりと予算執行をするためにも財源の見直しが必要だと、これまで訴えてまいりましたので、今年度の事業者も決まったということで、この件についてどのようなお考えをもっているのか伺います。

○ 小嶺国土教育課長

お答えいたします。令和2年度予算における未執行分については、予算額が対象児童生徒全員が塾を利用するものとして計上されていること。令和2年4月7日から5月20日までの間、休校措置をとったことにより約1カ月間発注業務が遅れたこと。事業実施においてタブレット端末の調達価格が下落したこと。冬季合宿の費用の一部を保護者に負担いただけたこと。新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部プログラムを中止やオンラインで行ったことによる経費の減額により生じていると考えています。今年度は4月15日に事業着手しており、6月上旬、今現在なんです、契約書を作成しているところまでは進んでいる状況です。

当該事業は、これまでご説明しているとおり一括交付金を財源として実施しております、どうしても最初の手続きにより、これぐらいの時間はかかるというふうに認識しています。議員から以前からご指摘があるように複数年度事業契約という話がありましたが、こちらの方は難しいという認識になっていきますので、どうしてもこのぐらいのタイムラグは出るという認識になります。

○ 6番 當山清彦議員

こちらも監査でも一般質問でもやってきた内容ですけれども、結局、1年で事業者を変えるための入札があるわけですね。それで結局1年間やってきて、次にいくための実績がなくなるということもあるわけじゃないですか。次の新しい事業者になった場合。そういった部分も考えられるわけです。プラスこれまでやってきた中で4月からスタートで9月だったじゃないですか元々は。それを7月とどんどん狭めていただいている。これも当局も事業者の方々の努力だと思っておりますが、やはりまだ期間が空いている、そして単年度事業という不安定さ。子どもたちのためのものですから何とか財源の見直しというものを考えていただけないかと思っております。そのへんについて何か見解いただけたらと思います。

○ 小嶺国土教育課長

令和2年度の事業におきましては、年間約750万円ぐらいの事業費がかかっておりまして、こちらを村で全額負担するという事は財政状況的には厳しいというふうに課としては考えています。なので何かしらの補助事業を活用しないと事業自体の実施ができないという観点がありますので、こちらの方については現在は一括交付金を使用していますが、他に使用できる財源があるかどうかの調査も含めて検討はしたいと思います。

○ 6番 當山清彦議員

他の国、県の補助メニューもしっかり調査していただいて、何度もいいますが子どもたちのための予算ですから、しっかりしていただけたらと思います。

次に2番、事業評価について伺いたいんですが、今教育振興会さんが受託されていると思います。3年目になるんですか、2年目ですか、2年目になって、この事業の評価というものがしっかり評価できているか、というのをお聞きしたいんですね。保護者からいろいろ意見を伺っているんですよ。今回のプロポーザルで点数でプロポーザルで10ポイント差ということで大変僅差だった。このへんもやはり今の教育振興さん側にもやはり何か問題がでてきているのかなと、新たな大手が今回参入してきたと聞いていますが、そのへんの良かったところ、そして今の悪いところ、そういったものも踏まえて、事業者とも話をしていかなければならないのかなと思っておりませんが、この2番について伺います。

○ 小嶺国土教育課長

現行の評価といたしましては、育伸テストという全国規模のテストの点数をもって子どもたちの学力の向上に資しているかどうかというのを判断材料としています。今議員がおっしゃるとおり保護者の方とかの意見、実際通っている子どもたちの意見とかもあるということなので、今年度については、事業最終段階で保護者に対してアンケートを取るという方向性で今進めています。

○ 6番 當山清彦議員

よろしくお願ひします。次の質問に移ります。野良猫の保護についてですが、こちらは子ども議会が出た内容です。前回、質問して、答弁では4月からの実施を予定しているという内容でしたが、現在の進捗状況を伺います。

○ 新垣聡民生課長

議員おっしゃるとおり3月議会においては、4月からの実施を予定していますというお答えをしておりますが、実施のところ準備が遅れている状況でございます。ただ7月の村の広報誌やホームページ等への掲載の準備をしまして、その周知後にボランティアを募集して実施に向けて協議をしていく予定です。またこれに関しては、琉球わんにゃんゆいまーるという団体や、あと村内でもすごく興味を持ってくださっている方々がいらっしゃいますので、その方々と協議を進めながら実施に向けてやっていこうというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

7月予定ということですが、もう素案というのはできているんですか。

○ 新垣聡民生課長

要項についてももう既にできあがっていますので、順番としましては村民に対しての周知、野良猫の今の状況等を周知して、それに対してこういう事業がありますということ、そしてボランティアを募集という流れで行っていく予定となっているんですよ。前回、南風原町というお話があったので、南風原町から広報誌等を取り寄せて、それと同じようなかたちで広報を行っていこうと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

村に対する周知が7月からスタートということによろしいですか。わかりました。子ども議会でも答弁した内容です。子どもたちもきっと期待していると思いますので、しっかりと進めていただけたらと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて4点ほど質問をしたいと思います。まず断水についてでございます。これは今直ぐ明日、明後日、断水するということじゃなくて、今年の梅雨はほとんど空梅雨であると、テレビでやっていたけど、5月の梅雨に入ってから宮古島がサトウキビが枯れてしまったという情報もありました。島によっては5月31日に90ミリ降ったのが大きな雨でほとんど降っていない状態です。よって考えられるのは今年の夏はかなり厳しい断水等が発生するんじゃないかなと思います。たぶん私に言わせると村長「ナンクルナイサ」ではとおらない夏が来るんじゃないかなと思いますけど、それについてどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えをいたします。まず沖縄気象台の発表によりますと、今期の降水量平年並みか平年より少ない方に入っているかと思っておりますといったこと、そして先ほど議員おっしゃられたように小雨傾向が続いております。実は、先月早々と九州の梅雨入りが発表されたときにもう既に、私普段こういうものを付けております。見やすくするためになんです、この端っこの方ですね、これが今日現在なんですね、黄色線が6月です。つまり例年の6月よりだいぶ低いところにあると、というような非常に見ても取れるという状況になっております。まずは節水という呼びかけになるかと思っております。

一番私の記憶にもっとも強烈に残っているのは、平成5年の大渇水であります。その頃からすると、阿波連に貯水池もでき取水堰もできています。水源の確保等は当時とはまた違う状況とはなっておりますが、まずは節水それを呼びかけていくことが大事かと思っております。

最終的に空から落ちてこないとなれば海水を利用するとか、というようなことに移っていくのかなと思います。そういったことも視野に入れて準備を進めていきたいと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今の答弁ですと村長もそれなりの対策はしていると、心の準備等はしているということで解釈をしております。これはたぶん今からでもタンクローリーと言いますかね、そういったものも前もって準備しておく必要があるかなと私は思っています。何度も言うようですが、かなり厳しい夏が来ると思います。沖縄の言葉に「ヌストゥガチカラ チナ ノーティ マニアーラン」という言葉があるように早急に対応できるように心がけてください。

次いきます。とかしきまつりについてでございます。聞くところによると準備委員会も解散したということでございますけれども、村の提示版を見ると検討中となっております。いつもでしたら7月20日何日かぐらいに祭り実施しておりますけど、今回もコロナの件で中止するのかどうかというのが、村民からも今年はないんじゃないかというふうなことがあるし、また新たにこれは観光部が中心になってやるはずですけど、そういった準備等もされている様子もないんですけど、今回実施する予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

祭りについては、プロポーザル方式ということに移行するというので、これは一括交付金等を活用するというので、そういう変更になっておりますが、昨年、実施ができませんでしたコロナで、今年についても先日6月7日に庁議でこの感染拡大の観点から中止ということを決定しております。このことについてはこれまで開催してきた、同様のとかしきまつり、これまでのような祭りの在り方ですね、これは開催は厳しいとの判断から中止としておりますが、この感染が終息すれば、これに変わるようなもの、そういったイベントも開催できないか、これについては引き続き検討をしていきたいというふうに考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今月の14、15日でほとんど村民の接種は終わるわけですね。今まで村民運動会あるいは駅伝大会等も村民だけでやってきております。祭りに対しては、すぐ今から準備するというのは大変だと思いますけど、村民がコロナでちょっと今、島が活性化していないということもありましてですね、せめて花火だけでも打ち上げたらどうかなというふうに、私、

個人的に思いますけど、そういう考えはないですか、村長。

○ 座間味秀勝村長

今現在、そのことについて検討しているという状況ではありません。これは時期とか、あるいはやり方こういうものについては、先ほど申し上げましたけれども祭りに変わるイベントということの中に含めて、今後、検討はできるのかなとは思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

先ほど村長中止ということ判断しているんだけど、まだ今のことで終息したら、またやるという、規模を縮小してやるということ、どっちなんですか。

○ 座間味秀勝村長

これまでのような在り方のかしきまつりの開催はできないと判断をしております。これに代わるイベントというものが、今度コロナに終息の状況を見て、これに代わるイベントというのが開催できないかということについては、引き続き検討をしているということでもあります。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これを決定するのはいつ頃になりますか？

○ 座間味秀勝村長

コロナの終息を状況というものと、その時期がいつになるかによって変わってくると思いますので、これはコロナがどうかたちで終息していくのか、これを見ていかないと何とも言えないということでございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

確かに村長がおっしゃるようにね、そういう状況を判断しないと感染者が多いのに祭りをするということになるとね、村民からもまた誤解を得ることもあると思いますので、そこら辺の判断は冷静にお願いしたいなと思います。

次いきます。コロナ対策についてでございます。今15歳以上となっておりますけど、沖縄県でもある場所によっては12歳から接種が可能だということで実施する予定になっている町村もあります。わが村ではその12歳からの接種の予定は可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えをいたします。これについては令和3年5月31日、厚生労働大臣から新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施について、取り扱いについての指示がございました。この中で6月1日から12歳以上16歳未満も対象とするというふうな通知がきております。本村においては、次回、集団接種2回目が6月14、15日、来週の月、火と予定しております。このときから12歳以上16歳未満の希望者を対象に接種を行いたいと考えており、既にその対象者となる家庭には、その通知を発送しております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今村長のおっしゃっている今月の通常は2回目ですよ、中学生になった12歳以上は1回目となるわけですよ。2回目は村で行うということですか。それとも本島内に行ってしまうということですか。

○ 座間味秀勝村長

2回目というお話ですが、村でいうとトータル3回目になるのかなと思いますけれども、この3回目ということについては、現在7月7日を基準に調整を進めているという状況でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

じゃあ12歳以上は、もう島内でやるというのは可能だということでは理解しておきます。

次いきます。学校防災についてでございます。教育長これ手元に届いていると思いますけど、3月1日の新聞に、渡嘉敷村だけ防災水準対応の予定がないと、他の市町村はこれから協議して検討するというお話だけど、渡嘉敷村だけ検討もする余地もないようなみたいなことを新聞に書いてある。これマスコミの対応が悪かったのか、実際どんななんですか。

○ 座間味秀勝村長

教育長の話の前に私の方から少し説明をさせていただきたいと思います。本件については、まず令和2年、昨年10月26日に共同通信社よりメールにて東日本大震災10年に関するアンケート回答のお願いということでこの調べがありました。その結果がこの間の新聞に載っていたという話でございます。これは1月10日に防災主管課である総務課で回答しております。すみません。昨年の11月10日に防災主管課である総務課で回答しております。アンケートにかかる回答の経緯については、令和元年度に村の地域防災計画の策定見直しを完了しており、そのことと誤解をして回答をしているものですから、もう既に改正をしているので、改正の必要はないと予定はないということで回答をしたということでもあります。つまりは、答えの内容としては本来学校における学校での防災の見直しということなんですけど、村内全体の防災の見直しというふうに誤解をして回答をしたという経緯がございます。令和元年度見直しを行っていることから、調査の回答に見直しがあるかどうかという設問に対して、対応の予定がないというふうに回答をしてしまっているということでございます。補足については教育長の方からお願いいたします。

○ 新崎直昌教育長

村長が今、答弁をしたとおりだというふうに今認識をしておりますけれども、この通告書が届くまで、私もそういうふうには送られていること知らなくて、村の地域防災計画の中にも学校教育のことについての防災についての記述があって、ただそれだけじゃなくて、他の法的な根拠のものがありますよね、学校安全法とか、そういうふうなものでは学校の指導計画の中に全部記載してあります。そして訓練があったり、講師を呼んで講話があったりとか、そういうようなことはやっているということは確認をしております。ですから

この教育計画の中に、これだけの学習面のこともそうなんですけれども、学校安全計画のまとまった記載があって、それを私たちも連携を取るためには、教育計画が必要ですので、そういうことで非常に私たちとしてはいいものが作られているなという、そういう認識はあります。

またこの中に学校設置者が何を行うべきかというようなことも書いてはあるんですけれども、例えばハザードマップの確認や防火訓練、不審者訓練とか、学校保健安全とか、学校管理マニュアルとか、危機管理マニュアルとか、もそういうのも書いてあって、やはりそういうものは、先ほども私も答弁したところにあったわけなんですけれども、毎月の校務研の中に学校からの意見として、そういうことができれば、それに対して改善点とか、そういうものを話し合うようなそういうようなシステムにはなっております。

その中で見直し水準を改善をしていく、あるいは達成をしていく、そういうことは非常に重要なことだというふうには認識はしております。ただ避難経路2カ所以上設けることとか、渡嘉敷村の地域は非常の急峻な山があって、その山が海の近くまで落ち込んでいるというような、そういうようなこと等も含めて想定しない水準の災害が起きた場合どうするかということについての、まだ評価が足りていないというふうに感じております。またこれは学校だけでは、こういった災害防止はできませんので、皆さんをはじめ村民にもそういうふうな協力を仰がないといけないなというふうには思っています。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

私もこの新聞を読んだときにですね、何らかの間違いであってほしいというふうに思いながら読んでいます。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これからも学校のことに关してはいろいろ安全面で配慮していただいて、子どもたちが健康的で学校生活を送れるようにしていただきたいなと思います。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

お疲れ様です。それでは通告書に沿って僕の質問をさせていただきます。まず1つ目コロナ対策についてということで、沖縄県の方で6月20日まで皆さんご存じのとおり沖縄緊急事態宣言発令されましたが、それに伴って沖縄県のホームページではレベル4というこ

とで記載が載っています。今まで議会の方でもいろいろ対策をどのようにされているのかという質問の中で、沖縄県の考えに沿って対応するという本村の話がありましたが、嚴重ホームページを見る限りレベル3というかたちで緊急事態宣言出ても変わらずということ今年1月ぐらいからですか、ずっと変わらずという状態なんですけど、その上で現状、対応及び状況作業フロー、どのように考えているか、お聞かせください。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。まずこの警戒レベルということについては、これについては昨年6月に作成をしまして、7月に公表をした行政版の警戒レベルということでございます。これについても現状ではもうちょっとそぐわないといった部分もあるということで、今見直し作業を進めているところであります。これについてはできるだけ早期に、私としては今月中には見直しをして周知をしていきたいというふうに考えております。

ご質問にありましたこの告知についてのご質問もでございます。掲示板などの告知ということではありますが、これについては多くの村民が外出を自粛されている中ではホームページでの告知に加えホームページを閲覧できない方々へは、各家々に設置されている個別受信機を通じて、放送により直接お知らせする方法がもっとも確実に周知できるものと考えて実施をしてきております。

議員の質問の中にもありましたが、これに加えて今後また掲示板への張り出し等も含めて対応をしていきたいと思っております。そして対策本部の現状及び対応状況及びフローということについてなんですが、渡嘉敷村新型インフルエンザ対策本部条例、このコロナについてもこの名称の条例に基づいての対応となりますので、新型インフルエンザ対策本部条例、これの第3条、本部長は本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要に応じ本部の会議を招集するとされております。じゃあどのような場合に会議を招集するのか、これについては、新型インフルエンザ等対策本部設置要項というのが別にございます。これで緊急事態宣言が発せられた場合、また緊急事態宣言以外においても課長連絡会議等で、特に認めた場合に対策本部会議を招集するというふうにされております。昨年の2月14日に対策本部を設置をして以来、設置は継続をしております。

最近のことについて少し報告いたします。4月12日沖縄県がまん延防止重点措置地域となったことから、そのときには17回目の対策本部会議を開催し、沖縄県の緊急事態措置にかかる対処方針に基づく対策等について協議を行っている、まん延防止措置に係る対処方針に基づく対策等について協議を行っております。また5月20日村内在住者の感染確認を受けて18回目の対策本部会議を開催をしております。5月24日は沖縄県の緊急事態宣言を受けて19回目の対策本部会議、6月4日には沖縄県の対処方針の変更を受けて20回目の対策本部会議を招集し、それぞれの会議において決定した事項については、本部会議を構成している各部で共有し、対策を実施する流れとなっております。

○ 2番 国吉栄治議員

今月中に、情報作業フローとまとめて作成していただき、発表していただけるということなので、ぜひ早めに対応してほしいです。2番の方のお答えもかぶってはいたとは思いますが、会議のメンバー構成ですね。ただ今、ご報告聞いてちょっと思ったのが、行政報告書、先に配られたですね、こちらの回数というのは実際渡嘉敷村で開いた対策本部の回数なんでしょうか。それとも沖縄県の方と連携されてやられている回数なのか、ちょっとその点お伺いしていいですか。

○ 座間味秀勝村長

対策本部会議の開催についてというご質問ということですが、これについては、先ほど答弁しましたが、沖縄県が緊急事態宣言が発令されたとき、そしてまた課長連絡会議等で必要と認めたときというふうな流れとなっております。沖縄県の対策本部会議が行われるごとに、こちらもそれに対応しているかということではございません。要するにこちらに関係するような中身の変更があった場合に、こちらでその対策を検討するための対策本部会議をこれまで開催をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

そうするやっぱり村民の皆さんが思っているのが、本村としてどれぐらいインフルエンザ対策をされているのかということと、再度、本村においてどのようなメンバー構成でやられているのか、2番に続きますけど、どのタイミングで本村として考えられているのか、特にコロナにかかった患者さんも出ているということで、その当日やられていますが、緊急事態宣言が出てから、今月中に作成するといった内容も村民が感じているのはすごくスピードが遅いように感じられます。その点もどのように考えているか合わせてお答えいただければ。

○ 座間味秀勝村長

まずは、通告書の内容についてお答えをしたいと思います。まず会議のメンバー構成ということですが、この新型コロナ対策は先ほど申しましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第26条の規定に基づき制定された渡嘉敷村の新型インフルエンザ対策本部条例、これに規定に基づき設置対策を取っていると、ということになります。この条例第2条において、先ほど説明いたしましたとおり対策本部の組織構成は定めがありますので、この中では本部長、副本部長、本部員その他、必要な職員を置くことができるとされており、職員を村の職員の内から村長が任命するというふうに定められております。これについては例規集にございますので、あとで確認をされたらよろしいかと思います。

本条例第5条、本部に関し必要な事項は本部長が定めるとされており、これについては渡嘉敷村新型インフルエンザ等対策本部設置要綱を定めておまして、この要綱の中で対策本部の組織及び運営に関する必要な事項を定めているということでございます。

対策本部の組織については、要綱の第4条で対策本部は本部長、副本部長、本部員、部長、部員をもって組織すると定められております。本部長は村長を持って充てるとなっております。

おり、副本部長、本部員は別表第1に掲げるものをもって充てるというふうな記述がされて、別表が他にございます。

そして会議の開催については、要項第2条において対策本部の設置は新型インフルエンザ等対策措置法第2条に基づく緊急事態宣言がされた場合、あるいは先ほど申しました、課長連絡会議と、特に必要と認めた場合に、開催すると設置をするとなっております。村では先ほど申しましたが、昨年2020年2月24日午前9時に対策本部を設置し、現在に至るまで設置継続をしております。先週6月4日に20回目となる対策本部会を開催しているという流れでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、要綱内容はわかったんですけど、僕が聞いたのはですね、もうちょっとわかりやすい、誰がやられているのか、本部長は村長とわかったんですけど、誰なのかというのが、皆さん知りたいと思うんですね。例えば課長さんなのか何なのか、副本長とか部長とかそういうふうにおっしゃっていますけど。

あと渡嘉敷村では先ほど第20回と言っていますけど、20回やられているわけではないですよ、だから渡嘉敷村では何回会議をされたのか、ここを聞きたいんです。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しました、要するに組織の構成メンバーについては別表というのがありまして、別表に定めています。後ほど別表のコピーをお配りしたいと思います。そして対策本部会議を何回したかと先程来申し上げておりますとおり、6月4日に20回目の対策本部会議を開催をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

20回やられているのであれば、先ほど言った対応の方とか、告知の方とか、まだされていないという村民の声もありますので、されるという話でしたけど、早急に行っていたければと思います。

続くことなんですけど、誰がどうこうというのを、先ほど別紙で送られるという話だったんですけど、それに続く内容で、本村においても職員さんに聞いてもちゃんとした回答が、人それぞれ違うのかなというふうに捉えています。例えば3番に繋がる中央公民館、生活館の使用について、コロナの影響のため使用できなくなる噂が広まっているということで、この点、特に5月、6月緊急事態宣言が出てからも、総会時期とか諸々かぶってですね、実際使用できているけど、そういった懸念不安ですね、不安がある状態で情報がどういう状態なのかというのがしっかり発信されていないんですね。先ほどにも続く答えだとちょっとわからないんですけど、後から渡されると言ってもですね、実際どうなっているのかというのをお聞かせください。

○ 座間味秀勝村長

対策本部会議で決まったことが、わからないということなんですけど、先程来申し上げて

おりますとおり、対策本部会議で決定した事項は、各部に持ち帰り各部で執行すると、例えば船のことについては船舶課が、その情報を発信しますし、例えばコロナワクチン接種のことについては民生課が、あるいは渡航自粛云々ということについては、総務課で村民向け放送なりホームページなりで告知をしているということでございます。これをいつの会議で決めましたというのを言っていないだけでありまして、これらのことをすることについて会議で決定をして実行してきております。

先ほどありました公民館、生活館が使用できなくなるという噂があるという話なんですけど、噂についてはちょっと掌握はしていないんですけども、中央公民館、生活館と利用方法については、これについては各担当課においてそういう告知をしており、現在も感染防止対策を取りながら利用をいただいているという状況でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

じゃあ、これは5月20日まで緊急事態宣言は出ているんですが、まず渡嘉敷村においてはレベルがどういう状態で公民館は使えるという判断でよろしいのでしょうか。公民館、中央公民館、そういった場所ですね。

○ 座間味秀勝村長

原則的にといたしましょうかね、延期できるものについては、延期をしていただけませんかというお話をしておりますが、例えば、先日ありました商工会の総会であったり、例えば観光総会の総会であったり、どうしてもその時期でやらなければいけない期限があるといったことについては感染防止対策を取っていただいで利用してくださいというようなことで、利用はしていただいているということでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

因みに、今、渡嘉敷村でも対策本部でレベル1から5まであったんですけど、今現状レベルは何という判断なのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほども説明いたしましたけれども、この行政版なんですね、要するに行政としてどういう対応を取るかということについてのレベルを昨年策定をして公表しているということでございます。その中でどういう対応をするかというのは、また個別に検討していくというようなことになっています。

村民に対しては、新しい生活様式で3密を防ぐ、感染防止の対策はしっかり取っていただいで生活をしてくださいというような呼びかけをしてきております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

村長、前回、他の方の質問の時に沖縄県の状況に合わせてやっていくという話だったん

ですけど、そこが渡嘉敷村独自の考え方になった理由をちょっとお聞かせいただいでよろしいですか。今現在レベル3ということなので。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁にもしましたけれども、現状にそぐわない警戒レベル設定になっているというふうに感じています。というのは沖縄県内での感染は拡大しているけど村内での感染拡大はない。こういった状況の中でじゃあ船を止めるとか、昨年やりましたけれどもそういったことをすると経済の打撃も大きい、両立を図ると生命健康の安全を守りながら経済も進めなければいけないというのが現状でありますので、これを個別具体的に検討していくというふうな、今は対応を取っています。その中で村内での感染が拡大していないという状況ですのでレベル3のままということにしております。

○ 2番 国吉栄治議員

村長の見解は今現状レベル3だということなんですけど、外から見た状況でいいますと、コロナ感染者が1人出ているという状態、ずっと1年間以上、ゼロで押さえてきた中で1人出てきたんですが、そこに関しては危機意識的に問題ないとお思いであったということよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

大変な問題だと思っております。ですのでその情報が入り次第、5月20日の日に対策本部会議を開いて、その後の対応についてを検討しております。そのときに警戒レベルの3ということも決定をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません。その直ぐ後に、さらに沖縄県では300人連日続くような感染者が出てきて、そういった状況を見ても、特に問題ないレベル3でいいのかという状態だったんですか。

○ 座間味秀勝村長

先程来申し上げています。村内での感染が拡大しているという状況にはないのでレベル4には相当しないのであろうという判断でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

じゃあ、村長がいうレベル4は、どのぐらいの状況からレベル4になると今現状お考えですか。

○ 座間味秀勝村長

村内での感染が拡大しているという状況が続いたときに、そういうことになるかと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません。そこらへんがわかりづらいんで、例えばですよ、2名とか感染者数も該当してくると思うんですよ。そこらへんの対策がなっていないと、例えば発生してからPCR検査を受けるまでの時間の流れ、現状ですね、先ほども告知とか遅れている状態ですよ

ね、ホームページ上、紙など、音だけだと聞こえていない人もいますので、その点も含めて早急に対応しない中で、もっとわかりやすくですよ、何人からとか、どういう状況なのかというのを今言っているのは皆さん村民の方もご存じなんです。ただもうちょっと具体的に聞きたいという方のほうが多いので、そこらへんもうちょっとはっきりお答えいただいでいいですか。

○ 座間味秀勝村長

冒頭でも申し上げましたとおり警戒レベルについては、現状にそぐわないという状況がでてきておりまして、今見直し作業を進めております。それをできるだけ今月中には見直しを終えて公表したいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

じゃあ、この人数とかも含めてしっかり考えて、そこらへんわかりやすいような感じでお答えいただけるということですのでよろしいですか、今月中に。

○ 座間味秀勝村長

はい、そういったお考えがあるのでありましたら、ぜひご提案をいただきたいと、ご検討の中でというふうに考えております。対策本部会議にはその決められた会議のメンバー以外の方を呼ぶこともできますので、ぜひ議員の中からも、そこに参加をしていただいて議員として、村として村議会としての意見なども交えていただけたらいいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。ぜひ参加したいと思っておりますので、会議されるときは、呼び掛けの方をよろしくお願いします。

続いて4番なんですけど、先ほど質問に上がってましたが、コロナ禍における船舶の運用、どのようにお考えでしょうか。ということで、去年は勿論コロナウイルスというものがちゃんと理解されていない中、脅威のウイルスであるということで対応されていたということなんですけど、引き続き先ほども答弁でありましたとおり、申告な状況だということと何も満席とかで売る必要は僕はないと思うんですけど、私個人的な思いでですね。ただ座席数を減らすとか、あと何回かされたように例えば午前中はフェリー、午後高速船のみとか便数を減らすことというのは考えられなかったのか、また今後はそういうことを考えて行く中で、どういうふうに今後の対応をお伺いしてよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

まず通告書に基づいて答弁をさせていただきます。去年は新型コロナウイルスに感染しないためには、とにかく人の流れを押さえるということで減便などの対応を取ってまいりました。現在では村民の多くの皆さんが新しい生活様式が習慣となり様々な情報を元に感染を防ぐことができるようになったと考えます。村はこれまで国のコロナ対応地方創世臨時交付金や一般財源を捻出し、村民へマスクや消毒やアルコールを村内事業者の皆さんに感

染防止対策に必要な資機材を調達経費の支援や乗船前の体温測定、マスク着用のお願、船内のウイルス対策など、コロナ禍にあっても住民の生命健康を守りながら、生活も守れるよう経済との両立を図るため様々な対策を実施をしてまいりました。今回の緊急事態宣言下においても、これまで行ってきた対策を継続し、住民一人ひとりが気を緩めず感染防止対策を実行し、感染を防いでいただくよう連日放送で呼びかけております。

村営航路については、生活に必要な物資や地域経済の収入に繋がる観光客を運ぶ唯一の手段であります。今後もできる限りの感染防止対策を講じながら、できる限りの定期運航をしていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

この点ですね、経済との両立と言われるのは、すごくわかるですけど、緊急事態宣言の中で、例えば村民に渡航自粛とか求めていく中で、何も全部止めてくださいという話じゃないんですけど、度々経済といいますか、船舶の費用が上がるもんだからということで急ぎよ止められたことも多々あると思うんですけど、それを鑑みても、例えば高速船1便、フェリー1便というかたちで、燃料経費等を押さえるようなやり方で、特に緊急事態宣言中、今答弁では変わらずという受け止め方でいいんですか。今までどおり、もうできるだけ定期運転されるということですけど、緊急事態宣言中は変わらずというレベル3ということではよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

県に出されている緊急事態宣言が、イコール3とか4とかという話ではございません。先程来、ご説明を申し上げているとおり、村内での感染状況等を加味した考え方が必要になると思っております。それについて先ほど議員からもありました、じゃあ数値化して数字でわかるようにしましょうということであれば、そういう見直しをする必要かと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

そうであれば、村長、今月中に開くという会議ですね、そこでぜひ、その案件を含めて決めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○ 玉城保弘議長

午後1時30分より再開することとし、暫時休憩といたします。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

2番目の質問を始める前にですね、1番目のコロナ対策についてということで、私の質問に対して、様式の話だけしていたので、私の方としてはちゃんとしたお答えをいただけていないと思っています。あいにくですね、新垣一史議員も同じ質問入っていますので、そこではちゃんとした答弁をしていただきたいと思います。

それでは2番目、船舶についてというので、まず1つ目、5月25日にエンジン修理のた

め運休がありました。今現在どのような状況でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。5月12日に高速船の左舷主機Bバンクタービン、その接続部より冷却水のにじみがあることを、まず確認をしております。5月12日でございます。その旨をエンジンメーカーの沖縄代理店と協議をし、しばらく様子を見るということで運航をしておりました。特にひどくなる様子はないということだったんですが、2日間ほど様子を見たんですが、今後、急激な悪化ということも考えられなくはないということでありまして、早めの整備を行うことが必要であろうという判断のもと、5月25日に整備のための運休をし、この1日の間で冷却水のにじみ等の解消はできて、現在は順調に作動をしているということでありまして。

○ 2番 国吉栄治議員

これ4月の頭らへんに、ちょうど長い1週間近くトラブルがあるということで高速船ドック入りされていたと思うんですけど、その時点では全く確認されていないものなのか。あと今回、確認されて直されたということなんですが、今後の約束はできないと思いますが、今後見受けられる問題も、まだあるのかというのを伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁しとおりました5月12日でございます。その5月12日に点検の中で冷却水のにじみがあるということを確認をしております。今後について何処か不具合がでるんじゃないかということについては、不具合というのとはでないとわからんというのが現状だとおっております。

○ 2番 国吉栄治議員

この高速船、新しくなってから度々トラブル、けっこう多めだと思います。今までの高速船と比べると。なのでこれから繁忙期を迎えるにあたって、やはり運営面とかも、あと村民の足の確保という面で考えてもしっかりとした対応が必要になると思いますので、その点を考えて対応していただければいいのかなと思います。

続いて、こちら団体予約の取り扱いについて伺います。今現在の予約の取り方について、以前も聞いたんですが、こちらの方、今変わっているようであれば、やはり伺っておきたいので、まず手数料、そして予約の受付かたとか、あとキャンセルの仕方、各社何名分の予約が可能なのか、ということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

団体予約ということにでございますが、団体予約ということについて会社毎に割り振っているわけではございません。団体予約というのは、基本的には修学旅行であったりとかという団体の予約、これについては2年前から予約を受け付けております。その他の団体予約ということについては出発日の1年前から予約を受け付け開始をしており、団体については、この2カ月前に実施状況について再確認を行うということをしております。キャン

セル料については、これについては徴収はしておりません。

旅行会社、これを割り振っている件ですが、旅行会社の予約については、前年度の実績に基づいて設定を行っております。2021年度は7社の依頼があり、各旅行社1日当たり高速船で10席、合計70席、フェリーだと20席、合計140席という枠で受けております。これらの提供座席については、各旅行社共に1週間前の提示前となっており、出発1週間前に予約者リストが那覇連絡事務所にファックス送信され、予約システム入力が行われた後に空いている分について、使用されない座席については一般予約に解放しているという状況であります。

これまで夏期の繁忙期のピーク時においても、先ほど高速船で10、フェリーで20と言いましたが、この座席が全て埋まったということが実績としてはあがっていないと、経験上から、ピーク時でも高速船で60席程度フェリーで100席程度確保していれば充分であったため、システム上は、当該座席数で確保をしているということでもあります。

また例年依頼を受けている旅行者は、全て本村クーポン券使用の船車券契約を締結していますので、清算時に当該県の使用に伴う手数料、これ乗船代金の5%が発生しているという状況でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

前回、旅行会社の手数料を聞いたときは10%だったんですが、今回5%になっているということよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

この5%というのは変わっていないと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

はい、わかりました。続いてに繋がるんですが、今回7月22日、23日の予約に関してなんですけど、だいたい2カ月前からオープンされるということで、こちら利用者から連絡いただいたんで確認したんですけど、サイトオープン時に、満席の状況になっていましたというところで、6月の後半も団体の予約が入っているということで、予定表には団体というふうに記入されていたんですが、まずはこの7月22日、23日の予約、9時の高速船が埋まっていたんですが、その状況ってどういうお客様、表示的には団体とは標記されていないので旅行会社からの70席を販売したとしても、まだ100席以上余っているという状態の中で、なぜ閉まっているのか、どういう状態になっているのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

7月22日、23日の高速船の泊港発9時便ということですが、これは22日には60名の団体予約が1件入っております。そして旅行者への座席提供分を除いては全て一般観光客の予約となっております。平成29年度よりウェブ予約を開始して以降、夏期繁忙期における週末や連休時、特に22、23というのは連休の頭の方に入ります。こういったときには受付開始日以降、数日で満席になるという傾向が見られております。仮に団体客の予約受付一

一般観光客と同時に開始した場合、一般観光客の予約が先に入ってしまうことにより、団体客の予約をキャンセルせざるを得ない。要するに一般客を先に入れて団体が後から60、70と入って来たときには、定員オーバーとなってしまうということで、その団体をまるごとキャンセルしなければならない、ことわらなければならないということが想定されます。よって団体客は多人数で行動する分、また移動手段や宿泊先の調整が一般観光客に比べて難しい面もありますので、一般予約に先だって団体予約を受け付けるというような取り扱いをしているところであります。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、22日と23日の9時の便の予約の内容、22日は60名団体があり、70席はまだ売れているかどうかわからないけど、埋まっている。わたしていると、残りの席はじゃあ一般客に開放したんだけど埋まったということによろしいんですか。

○ 座間味秀勝村長

はい、そういうことでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

23日はどういった状況なんでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

質問にお答えします。7月23日の一般客で予約が埋まっております。

○ 2番 国吉栄治議員

これは僕が聞いてから確認したのが2日後なんですけど、その状態でいうと23日の時点では1日でしたけど、1日で一般客それぞれ何席分埋まったかお伺いしてもよろしいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

質問にお答えします。何日でどのぐらい埋まったかというのは数字として答弁できませんが、先ほど村長が答弁したとおり数日で埋まったというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

僕が確認したのは、2カ月前なので5月22、23の2日後ですか、24つまり23日には1日という状態だったんですね。確認取れていないというのであれば、そこを空けるべき席数が空いていなかったという可能性はあるんですか。またそもそも席数的には今団体席70席ですか、前予約で売っているという話ですけど、本来一般の方には何席販売している感じですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

先ほども申し上げましたが、一般の予約が130で、その200から130を引くと70ですのでその70席が旅行者分ということになります。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほどの繰り返しになりますが、22日、23日というのの予約をされた方の状況ですね、先ほど言っていたように22日が60組で23日が130組という数字が、その2日間で取られてというかたちの、僕はスクリーンショットも取っていますので、それは後で確認してもらいますが、後でお名前はいらないので、その状態が正しかったのか、というのは確認させてもらってもよろしいでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

後日少し時間はかかると思うんですが、データを出して提出したいと思います。

○ 2番 国吉栄治議員

村長これ前々から言っているんですけど、旅行会社に70組売っていて5%の手数料が発生すると、必要経費で広告代という話をされていましたが、先ほど答弁の中にもありましたようにキャンセル料とか取っていないとか、また通告書に書いてあるんですけど、前もって修学旅行とかだったらしょうがないと思うんですけど、旅行会社等に前もって販売するのは購入者に対しての平等性を失っているんじゃないでしょうか。その点どうお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、団体客、今議員のご質問ですと、団体客も2カ月前から取るべきではないかということだと思いますが、修学旅行とはこれまでに2年ぐらい前から、そもそも予定が入ってくるということで、その要請を受けて2年前から受け付けるというような取り扱いをしてきているところでもあります。団体客というのはそれこそ個人客は来るかわからないけれども団体客は予約すれば間違いなく来るだろうと、それが収入に繋がるわけですから、それはそういう取り扱いをしていますということで、先ほど答弁をさせていただきました。例えば70名、100名といった団体客がキャンセルになった場合に、実際入ってくるべき収入がなくなるわけですから、そこで経済的な損失もあるわけです。こちらで受け入れする業者の方もいらっしゃいますので、そこらへんを加味したときには、団体客を事前に受け付けるということはやっていいことではないのかなと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、修学旅行ではなくて旅行会社の手数料5%払っているところ、その点はどうか考えていますか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 我喜屋元作船舶課長

国吉議員のご質問にお答えします。旅行会社と船車券契約というかたちなんですけど、これの意味合いは通年を通して旅行社の方から集客をしてお客さんを送ってくれるという意味合いがありまして契約をしまして、土日だけその契約を解除するということはそういう契約書の中にうたわれていませんので、そういう意味合いで、たまたま7月22日、23日は連休の入る手前でいっぱいになってはいるんですけども、考え方としては先ほども申し上げましたとおり、旅行社との契約については通年を通して契約をして集客をして送っていただくという考え方で契約をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

僕の質問はですね、通告書に載っているように一般の観光客にとって不利な状況、平等性のない販売の仕方はおかしいと思うという話だったんですが、そういった意味ではおかしくないかと捉えているということではよろしいでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

はい、契約に基づいて実施しておりますので、そういう考え方でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

はい、わかりました。続いて前回もあげさせていただいているんですが、船舶のネット決済について、以前、見積を取られると伺いましたが、その後どのようにになっているか伺います。

○ 我喜屋元作船舶課長

議員のご質問にお答えいたします。以前、船舶のネット決済についてということで見積を徴収するというところで答弁をいたしました。見積書を徴収してございまして見積もり枠が369万1千600円となっております。

○ 2番 国吉栄治議員

はい、ありがとうございます。時間がないのでちょっと早めに進めていきますが、この点だけ一つだけ、村長、この金額でありますが、今後この前も言わせてもらっていますが、コロナ感染対策も含めてここらへんどのようにお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

このネット決済導入ということになりますと、様々なこれまでとは違う手続、事務処理等が発生するということになります。現在はこれらについてのメリット、デメリット導入することによっての、これを継承しているという最中でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

ぜひですね、金額を聞いていても今までのホームページの改修事業の予算と比べるとまだ手の届く範囲なのかなと思いますので、長い目を見て観光発展のために、ぜひ導入検討いただけたらいいかなと思います。

すみません。休憩で、時間あとどれぐらいですか。

○ 玉城保弘議長

15分までです。

○ 2番 国吉栄治議員

続いてですね、村のホームページについてということで、こちら前はワーキンググループを作って対応されるという話だったんですが、どのように予定されていますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。ホームページのリニューアル事業にかかるワーキンググループの立ち上げについては、現在はコロナへの対応これを優先に取り組んでおりますので、まだ具体的な取り組みは行っておりませんが、今後新型コロナウイルス感染症が終息する状況これを見ながら改めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほどの問題もホームページの告知とか諸々が遅いというところでホームページも連動してやっていかないと、非常に村の対応が遅いんじゃないかという意見は各方面からでておりますので、この点をしっかり考えて対策してほしいと思います。

続いて、民家の雑草駆除についてということで、こちら度々質問の方にも上がっていますが、集落内の雑草駆除が目立つということで、こちら担当のところにも伺いたいんですが、どのように考えているかというのを伺います。

○ 座間味秀勝村長

これは空き地等の草が繁茂している状況というのをお聞きだと思っておりますが、空き地の環境につきましては、昨年12月、今年の3月に確か與那嶺議員からの質問もありましてお答えをしておりますが、渡嘉敷村の条例の中に空き地の所有者又は管理者を当該空き地が危険にならないように適正に管理しなければならない。という責務がうたわれている条例がございます。村では年に2回美ら島づくり村内見回り清掃検査を実施をして当該該当する箇所、要するに草が繁茂している箇所の所有者に対しては、様子を見て適正管理の指導を行っております。だいたい空き地といった場合ほとんどの方が、村外に居住をされているという方でありまして、そういった方々、本人が直接きて草刈りができないなど、処理ができない場合については、村内でこれを請け負うことができる方、できる事業者等の斡旋を行っております。因みに今年の見回り清掃検査は7月13日を予定しております。

○ 2番 国吉栄治議員

そちらの方また島にいる方の中でも草の方がけっこう伸びているという苦情もいくつか出ていますので、その点も合わせて個人の話にもなりますので、大変ナイーブだとは思いますが、村の方で斡旋していただければいいかなと思います。

あと、蚊の駆除についてなんですけど、こちらの方も度々質問あがっていますが、これは7月13日に先ほど回られるという話だったんですが、そこも一緒に合わせて何処をやるかとか、計画されているような感じでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

7月13日は蚊の駆除ではございません。空き地等の草の繁茂している状況を検査するのが13日です。蚊の駆除については蚊が発生する7月から10月までの間、これまで行っておりました、今年についても村内業者等に委託をして実施する予定としております。

○ 2番 国吉栄治議員

もう今年は既に暑い状態で蚊の発生がちょっと例年より早いのかなと感じている方が多いので、この質問をさせてもらったので、できればちょっと早めに状況に応じてやってもらえるように努力していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、巻き揚げ機についてということで、現在までの使用状況をお伺ひします。

○ 座間味秀勝村長

まずはじめにですね、巻き揚げ機、整備から時間が経過しておりますが、まだ満足の状態での使用ができていないということが続いております。このことについてはまずお詫びを申し上げたいと思います。現在までという使用状況ですが、これまでに8日間の使用が8回、1日を1回と数えて8日間の使用実績がございます。

○ 2番 国吉栄治議員

こちら8日間の使用実績ということで金額も、確か条例で定められた金額がありました、こちらの回収の方も行われているということでよろしいでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えします。この8回使用されている状況の中で、この巻き揚げ機が先ほども村長が申し上げましたが、正常な稼働が行われていない状況の中で、その状況でも利用したいという住民がおりましたものですから使用させております。そういう状況ですので料金徴収については徴収していないというのが実態でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

非常にまずいと思うんですが、質問まず進めさせていただきます。議会の方こちらの方の紙いただいたんですが、電力の対応についてということで現在もされていない報告受けています。取り敢えず今知りたいのは、もう台風前時期前です。これから台風発生するんですが、ちゃんと使えるような状況になるのはいつなのかですね。今状态的にどうなっているのかというのが理由と合わせてお伺ひしたいと思います。遅れた理由と。

○ 座間味秀勝村長

まず遅れた理由ということなんですが、今年の3月に沖縄電力さんの方が新たに電柱を新設をして電力供給、その巻き揚げ機への電力供給をするということが予定されておりましたが、作業そのものがコロナウイルス感染症等の影響を受けて延び延びということですが、現時点では来週14日の週、来週中には工事完了するという予定であるということをお伺ひして沖縄電力さんより連絡を受けております。

○ 2番 国吉栄治議員

これ3番の方にも続くんですけど、実際に工事の瑕疵についてというのは前回の話ではどちらでもないというところだったんですが、今どういう展開ですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

これまでも述べてまいりましたが、設計それからメーカーと協議をしておりますが、なかなかこちらには瑕疵はないかという中で、電力の供給を今回実施して正常に稼働するのであれば電力供給に問題があったかというのは認識ができるかと思いますが、その中でも再度また設計、メーカーにとっても、これまでこういう実態がないということですので、もし電力供給をして正常稼働した場合は、今後の機会にとっても良い報告だと思っておりますので事例の報告として上げたいというふうに考えています。

○ 2番 国吉栄治議員

村長は、この瑕疵についてどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

今担当課長から話があったとおりで思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらは条例で定めた内容が全くされていないという点において、瑕疵は本村にあると思うんですが、いかがですか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

条例で使用料とかうたっているが、それを徴収していないということについてということで質問をお受けしていると理解しておりますが、よろしいですよ、それで。

○ 2番 国吉英治議員

おおむね、全部含めて。

○ 座間味秀勝村長

条例ということについてはまず使用料、これまで8回使っているけども取っていないということについては、使っている巻き上げている途中で電力がダウンをして十分にちゃんと使えていないという状況がありましたということで、使用料は徴集していないということでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

これは令和2年5月の時点で使えないということ把握していただいてですよ、12月ですか、僕の方で一般質問あげさせていただいて、対応が電力が遅れているという話だったんですが、その間に条例もそのままのまま、元々この条例に関してはぎりぎりのところと申しますか、反対の方もあって、その中で本来、使える状態でもないのに、そもそもそれを起こした理由とかですね、含めて瑕疵はあるんじゃないかなと思われるんですが、どう捉えて

いますか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

取り敢えずですね、こちら去年の9月の時点でしてありますし、工事の遅れの理由は電力さんによる遅れと。電力さんがコロナのため来れないから遅れたと、その間に関して条例を残っている状態のまま対応されていた、対応されていない。すみません、条例を決めた時にも、そういった問題があったにもかかわらず、その点放置されていたのは、どういう理由ですか。

○ 座間味秀勝村長

条例は設置管理に関する条例を作って維持管理をしていこうということでやっております。そのものはもう既に設置はされておりますので、ただ使うのはまだ十分な状態ではないということで引き込み中、これの新設を待っているという状況でございます。引き込み中の電力さんの工事を待って、その上でないと条例は作れないんじゃないかというご指摘なのかなと思いますけれども、これはもう既に設備施設はしております。モノはあります。充分には使えていない状況ではあるかもしれないですけど、ですから充分に使えていないから条例はあるけれども、使用料の徴集については、今、免除しているという段階でありますということであります。充分に使えていないからじゃあ条例を廃止すべきじゃないかというご指摘じゃないかなと思いますけれども、それはちょっと違うのではないかなと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

その点も含めて前々回から、使えない状態というのも何となく話を聞いていたので条例に関しての専決のときにもいろいろ分かれたと思いますけど、こういうかたちで村が運営されていくというのが、しっかり連携が取れていないんじゃないかなと、各方面の問題に対して対応できないんじゃないかなというふうに僕は非常に思います。もう時間が過ぎていきますので、これにて終了します。

○ 玉城保弘議長

これで2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

皆さんこんにちは。早速ですが通告書に沿って質問させていただきます。まず最初に新型コロナウイルスワクチン予防接種について伺いたいと思います。まず1点目、本村のワ

クチン予防接種対象者数と、今回、実際接種を受けた人数を伺いたいと思います。できればパーセンテージでも教えていただけたらお願いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まず住民の対象者については582名、その内、第1回目の接種を受けたもの430名、率でいいますと73.88%、約73.9%ぐらいになるかと思います。そして住民以外で受けた方がいらっしゃいます。その他には船舶課の職員、これは船員、那覇事務所を含めてですが、これは船員、那覇職員含めてですが、船舶課の職員が18名、そして医療従事者、この集団接種に来ていただいた医療従事者の中から2名が接種をしていると、ちょっと待ってくださいね。違うな、住民基本台帳に登録がないけれども居る所で受けたという方が2名、医療従事者が1名ということで、トータルは住民以外でいうと21名ということになります。

○ 3番 新垣一史議員

では2番目の質問に移りたいと思います。今回の接種対象者への告知が郵送による告知になったと思います。これについて村内放送や掲示板やホームページでの告知がもう少しあっても良かったのかなと思います。実際、村内放送で自分が告知を聞いたのは接種申し込み2日前に明後日が最終日になっていますみたいなことを聞いた覚えがあります。あと掲示板で3月の時点で、集団接種の準備を進めていますという掲示がずっとされているんですが、いついつどういったかたちでという掲示もないですし、ホームページの方にもなかったと思います。それがあればもう少し接種率も変わったのかな、結局、郵送だと見ていない方もいらっしゃるかも知れないということもありますので、それについて、まず見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員ご指摘のとおりですね、村内放送は掲示板での告知も行った方が良かったというふうに思っております。今日、昼の放送でも第2回目のことについて放送で周知をしております。接種申込者への通知が少し遅れてしまって期間があまりなかったという状況もあったかと思います。これについてお詫びを申し上げたいと思います。また予約受付終了から発送準備までに手間取ったために接種者への通知が直前となってしまったということがございます。これについてもお詫びを申し上げたいと思います。2回目については6月2日に接種申し込み者へ、既に申し込みへ既に発送をしております。先ほど申し上げましたとおり、今日は放送なども入れております。こういった対応をしてしっかりと周知をしていきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

2番の前半の質問だったんですけど、村長の方が全て答えていただいたので、確かに1回目はいろいろ時間はかかったみたいですが、2回目接種の準備等含め今日の放送も含め通知等改善はされていると思います。あと、ホームページや掲示板ですね、今回2回目

すが3回目、それ以降と予防接種これで終わりではないと思いますので、この告知も皆さんが広く知れるように告知していただきたいと思います。

次、3つ目の質問ですが、今回の接種後によく報道とかされていますが、副反応の申し出等が、村に対してあったのか、それに対して村の方で何か対応する事例があったのかを伺います。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えをいたします。まず接種会場において接種後の観察の中での副反応の報告というのはございませんでした。後日というかたちだったと思いますが、診療所で3名ほどが頭痛ということで受診をしたというふうに伺っております。

○ 3番 新垣一史議員

診療所の方で頭痛ということで、特に大きな副反応はなかったということだと思います。自分も周りで聞いたのは筋肉の痛みとか、接種場所の痛み実際自分も接種をしましたけれども、接種した場所が少し傷むぐらいのものだったので1回目は大丈夫だったと思うんですが、報道等である2回目の方が副反応が強く出る場合があるということなんですが、それに対して何かしら対応等準備しているのがあれば伺います。

○ 座間味秀勝村長

1回目の時にも副反応等については、しっかり医療従事者等の皆さまが待機をさせていただいて、それが生じた場合には、その対応をしていただくというような態勢を取っておりまして、2回目についても同様の態勢で望むということになると考えております。

○ 3番 新垣一史議員

では何かあった場合には直ぐ対応ができるような準備はしているということによろしいですね。よろしく申し上げます。

次、4番目の質問なんですが、今回まだ接種を受けていない方とか、午前中の質問にもありましたが、6月に接種対象者が12歳以上になったということもありまして、今後まだ受けていない方や、その12歳以上の、先程の答弁で12歳以上にはもう既に通知はしているということですが、今後の接種予定、例えば夏場にアルバイト、仕事等で島に移住して来て、まだこれまで住んでいた自治体で接種券等の配布がなく、何処で受けたらいいかわからない人たちもいらっしゃると思います。今後の村での接種予定について伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

まずお答えをしたいと思います。まず1回目の接種を受けられなかった方、これに対しては、村内放送でも呼びかけをしておりますので、今回2回目の集団接種の時にまだ受けていない方は受けられます。そのときには12歳以上16歳未満も対象となりますということをお知らせをしておりますので、その方々の今回の2回目の集団接種の方々に対しては今7月7日に集団接種ということで予定をしておりますが、その後のことについてはどう

いった対応になるかというのは、国からもまだ示されておられませんので、現時点ではお答えすることはできません。

○ 3番 新垣一史議員

次、村内で2回目となる14日、15日の集団接種の時に1回目を受けられる方もいらっしゃいますし、先ほど答弁にありました、まだ接種を受けられていない方ですね、住民基本台帳にある152名、これには12歳以上は含まれていますか。まだ含まれていなくて152名ということですか。152名以上の方がまだ受けていないということですが、2回目に1回目を受けて、次3回目となる7月に2回目を受けるというかたちになったときに、この152名全員は、まず来ることはないかとは思いますが、受けられるだけのワクチンはあるのでしょうか。

○ 新垣聡民生課長

ただいまの質問にお答えします。現在受付をしている方が27名、今朝現在です。12歳以上の方が、今のところ3名の予約者がおります。今後のことは先ほど村長が答弁したとおりなんですけど、ワクチンに関しては、その7月7日の分までは予備分を合わせて足りる状況ではないのかなとは感じております。もし不足が生じた場合、これから先予約者が増えた場合には、県と相談してワクチンの確保はできるということになっています。

○ 3番 新垣一史議員

3回目までの分に関しては、県にも要望して何とか対応できるということなんですけど、それ以降も、例えば接種希望者、まだ予定は決まっていないということですが、接種希望者が出てくるかと思えます。実際、今回の接種受けられていない方に関しては、やっぱり副反応に対する様子見だったりとかで、まだ受けていらっしゃるのかなと思っております。実際、2回受けた人たちの様子を見て、自分も受けたいと思った時に3回目以降、村内の方で受けられるのか、島外に出ないといけないのか、そういったことを早めに国の指示ではなく村の方針として進めていただいた方が住民も、じゃあ島の方で受けたいので接種をしておきます。そういった気持ちになると思うんです。なのでまだ決まっていない状況ですが、村長のお考えとしてはどういったかたちで、今後の接種を進めていった方がいいかというのがありますか。

○ 座間味秀勝村長

このワクチン予防接種そのものは村が実施主体となっておりますが、現時点で、このワクチンそのものがどういったかたちで、今後入手できるのかというところが、まだ不透明ですので、そこについては今後、そういった要望があれば、それに対応できるようなかたちが取れば良いなと思っておりますので、そこは情報仕入れしだい対応をしていくということになっております。

○ 3番 新垣一史議員

ぜひ、接種希望の方達が島外に出るといった負担等がなく、村内で接種できるように進め

ていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

次、2番目、新型コロナウイルス感染予防対策について伺いたいと思います。先ほどから質問が出ているので1つ目の質問ですね、村内警戒レベルに関しての、その質問は取り下げたいと思います。2つ目の質問も先ほども出てはいたんですが、ちょっと聞きたいところがありますので、まん延防止措置が出ていたゴールデンウィーク期間中、通常どおりといいますか、先ほどもありましたけどライナーは増便されていて、緊急事態宣言が出ている現在も通常運航しています。村長の先ほどの答弁では、村経済のためにもありますし、既にもう予約が入っているという回答もありましたけれども、実際、村民には島外への渡航自粛をお願いしている。ゴールデンウィークには1日平均533名の来島者がいた。島から出て本島または別の場所で感染して戻って来るリスクよりも、これだけの人数が島に入ってくるというリスクは大変大きいものだと思います。それに関して予約が入っていたという理由ではちょっと安全面に関して、そういう理由ではちょっと危ないのかなと、実際、村内でも感染者が出てしまいましたし、通常で運航するという対策会議だと思えますが、どういったメンバーで話し合っ、このゴールデンウィーク期間中、また今の通常運航、話し合いというのは進んでいるのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

このまん延防止の際には、先ほど答弁をしておりますが、重点措置が出されたのが4月9日であります。4月9日といたら、その月の後半の大型連休ということで大型連休まで20日を切っているぐらいの状況ですので、この時点ではまん延防止の中では船舶課長、そして副村長の意見を聞き、最終的には、私の方で通常運航をするという判断をしております。

○ 3番 新垣一史議員

船舶課長、副村長、村長の3名で決められたということですよ。既に予約も入っているということですが昨年の12月の緊急事態宣言が出たときにGOTOキャンペーンの中止発表されましたよね。そういったことで予約等に対して、こういうコロナ禍でこういう状況ですので、予約したお客様仕方がないということでキャンセルはしてくれるとは思いますが、少しくレームは出るとは思いますがけれども、なので予約優先という考え方がちょっとおかしいのかなと、こういう状況なので予約した方にも理解していただいて、来村を少し考えていただく、勿論、経済との両立も大事ですので、ある程度の集客は必要かとは思いますがけれども、実際ゴールデンウィーク期間中いろんな方から船の満席便も出ているということで、船に乗っている人数を見て不安を感じる方もいらっしゃいましたし、実際船を運航している船員さんからも満席の船に乗って仕事するのが、怖いとこういう状況を作っているのは不安だという声もありました。

その次の質問に関連するので移りたいんですが、先ほど3名で話し合いをして決められたということですが、こういったこともコロナ対策会議、先ほど国吉議員の質問にもあり

ましたけれども、行政職員だけではなくて、各団体の長や我々議会の議長も入っていると思いますメンバーの中に、そういった面々で話し合いをして方向性を決めるのがコロナ対策会議だと思うんですが、3名で決めるという少人数についてどう思うのか、コロナ対策会議というのが実際どういった位置づけで行われているのか、村長の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

令和3年6月4日、直近で言いますと令和6月4日に対策本部会議を開催しております。その際には、学校等の要するに沖縄県が要請している県立学校と同様の措置ということで学校の休校等についての要請がありました。これについてどう対応するかということに対策本部会議で図ったんですが、ご承知のとおり県内北部あるいはその他の離島においては通常通り小中学校等について、幼稚園等についても通常通りの登校、登園をしているという状況があるかと思えます。これは沖縄県としては緊急事態宣言下にあるが各市町村においては、個別の状況に応じた対応ということになっているかと思えます。渡嘉敷村においても対策本部会議等では、そういったことをねっております。先ほどじゃあ、何で3名で決めたのという話かと思えますが、これは経営に関することもありますし、もう既に先程来、ご説明申し上げますけれども、もう開いたとたん、2カ月前から満席状態の予約がある。そこには宿泊で来られるお客さんもいる。ここで止めると経済的な打撃を受けられる方がいらっしゃると、村内にですね、そういう状況のあることで、それではまずいという判断で止めずにそのまま運航しているという状況であります。もし今後、緊急事態宣言が沖縄県発せられた場合に、船を止めるべきという議会の相違ということであれば、その要請をいただいて措置を対応を考えていきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

私の意見は船を止めろというふうに言っているわけではなくて、村長の言っている理由もわかるというふうに先ほど申しました宿泊の予約も入っていて、経済も含めた両立ですよ、来島者数が増えることによって感染のリスクが高まるということに関しての不安を覚えている住民、そういった人たちの意見も吸い上げるために対策会議というのは様々なメンバーが選ばれていると思えます。なので、実際昨年リモートでも会議ができるように予算も取られて、実際Wi-Fiを設置したりとかもしていますよね。そういったいろんな方の意見を引き上げるためにも、例えば商工会の代表でしたら商工業の方達は、そちらにいろいろ話がいったって、代表の方がそれを持ってくる、我々、議会議長であれば住民からいろいろこういう話を聞いたので、議長これを持っていってくださいというふうに、それを話で持っていく、いろんな方からの吸い上げもできますし、そこで決まったことを住民に伝えるということもできると思えます。なのでやはり集まるということ、コロナ禍で集まるというのが大変ということでリモートその準備もしているので、会議にはできるだけ多くの意見が必要だと思うんですが、今回まで20回対策会議をやっているということですが、

実際、皆さんが集まって会議をしたというのは何回ぐらいありますか。コロナ対策会議に名前が入っている商工会長であったり、議長であったり、メンバーは決まっていますよね。

○ 座間味秀勝村長

基本的に条例要項には、役場の中での職員の中で対策本部を設置あるいは運営をすることになっています。ただ意見を聞くということで、おっしゃるように議長であったりあるいはこれまで商工会の会長であったり、あるいは漁協の組合長さんと呼んで意見を聞いたということもございます。その中でこれまでの経緯を踏まえると、減便あるいは減数定員を減らすということは非常に事業の打撃、収入の減収に繋がるということがあり、その場合その補償、補填ということについても求められてきているというような状況があります。現状においては、午前中の質問の中でもお答えをしました。かなり感染防止対策も取れているであろうということで、これらの対策を打ちながらここまで来ているという状況があります。実際1名発生したという経緯もございますけれども、それはしっかり感染防止対策をしていたら防げたのではないのかなとは思っております。これだけの人間が入って来たのに逆にいうと1名ですんだという話です。今沖縄県内の新規感染者数、これまでの累計をしますと80名以下77名に1人が感染したというような数値データになっております。その中で渡嘉敷村においては、その感染経路が島内でなのか、島外でなのかということについても特定はされていませんので、深くは言及はできませんけれども、これまでのところ1名の感染で止まっているということについては、みんなが感染を防ぐ手だて、これをしっかりとやってきているんだと思っております。その中で受け入れるだけのお客さんを受け入れていくというのが、私の考えでございます。

○ 3番 新垣一史議員

今回、午前中からコロナ対策に対しての決定どういった経緯で、この決定をしたのかという質問もけっこうありまして、今回、私がこの質問をしたのも、船舶に絡めていますが、いろんな方の意見を吸い上げる重要性を持って欲しいというか、一度呼ばれている方々からも、最近会議を開いていないとか、住民の方々からも、どうやって決まったのかというやっぱり疑問が多いんですね。せっかく環境も整えている状況なので、ぜひ今後、船舶にだけ限らずガイドライの見直しであったり、またコロナ禍の状況が続いていくと思いますので、様々な意見を聞くことによって、一方の考え方だけではなく、折衷案のようなする合わせた意見も両立するためには必要だと思いますので、この会議を進めていく上でいろんな方の意見も吸い上げ等をしていただきたいと思います。それをお願いして、次の質問にいきたいと思っております。

4番目、先ほどから話が出ていますが、実際、村内で感染者が今回でましたけれども、その感染者の出たときの役場が把握した状況、どういった対応を取ったのかを教えてくださいたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まず令和3年5月19日に南部保健所からの連絡がありまして、村内において新型コロナウイルス感染の疑いのある者がいますという連絡を受けております。その後に診療所の医師との連絡の中で、この当該者、この疑いのある方をフェリーで搬送をしております。その後、泊港到着後は保健所の職員が、その後の対応をしているという状況でございます。また加えて言いますと濃厚接触者等に対しては保健所あるいは診療所の医師が連携をして調査確認を行っているということでございます。

○ 3番 新垣一史議員

5月19日に南部保健所の方から連絡があつてということなのですが、これは本人からの申請ではなく、南部保健所からの情報ということで、本島への移送を促すとかというそういった本人からの要望とかはなかったんですか。

○ 座間味秀勝村長

その当該者、感染の疑いがあるとされているものが、その方が役場にどうしてくれ、こうしてくれということはありません。基本的には保健所もしくは医師が、どういう対応をとることを決定をして、こちらは搬送と、フェリーで送りますという連絡を受けて、その対応をするということになります。

○ 3番 新垣一史議員

今回、お一人感染が確認されたということで、そういった対応を取られたということですけれども、今後、感染者が出た場合、現在、村内放送でもやっておりますけれども、医療機関逼迫して、報道等では感染が認められても直ぐには入院できない自宅待機であったり、そういった状況があるということで、今後、村内で感染が出た場合の村の対応ですね、即入院できない、本島の方に搬送できないとなった時の村内での対応等準備されているのか、そこを伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

これについてはどういう取り扱いをするか、自宅待機とするのか、沖縄本島の医療機関、あるいは沖縄本島の待機施設にというのは判断は、先程来申し上げております保健所もしくは医師等の指示に基づいて行うということになるかと思えます。一方で、例えば台風とかで、今後考えられることが船で送れない、渡れないといった、そういった状況になったときにどういった対応をするかということについては、今、沖縄県の看護師住宅、沖縄県の持ち物ですが、そこを一時的な滞在場所というかたちで使わせていただくということで準備はしております。

○ 3番 新垣一史議員

今、村長がおっしゃった台風等も含め、本島大きな病院に搬送できない場合に、看護師住宅を使って様子を見るとか、そういう準備はしているということですが、重篤化した場合に酸素吸入器が必要だったり、酸素ボンベが必要だったりと思えますが、これが例えばお一人短期であったら大丈夫かもしれないけど、複数出てしまった場合、複数重篤化して

しまった場合、そのときの準備とかもされていますか。

○ 座間味秀勝村長

例えば、重篤化して搬送しなければならないというような場合、これは医師の判断になると思いますが、そういった場合には自衛隊でのヘリ等での搬送ということにもなってくるのかなと、天候に左右されてどうするかということについては、もうその先は何とも現時点では申し上げることはできないのかなと思っています。基本的には自衛隊もしくは海上保安庁の船舶とかそういったところでの対応になるかと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

搬送する場合は、自衛隊等の要請になると思いますが、それまで重篤化して搬送までの間の人口呼吸器が必要であるとか、そういった場合が考えられると思います。それについてちょっと聞きたかったんですけど、今、診療所に人工呼吸器があるのか、いくつあるのかとか、そういったのがもし回答できるのであれば教えていただきたいです。

○ 座間味秀勝村長

人工呼吸器というものは置いていないというふうに認識しております。

○ 3番 新垣一史議員

すみません、質問とちょっとずれてしまっているのですが、感染者の対応ということで要望も含めてちょっと話になってしまったんですが、そういった搬送できない場合の対応ですね、救える命を救える対応そういったものの準備を、今後、村の方で準備して人命をできるだけ救えるように、逼迫した医療態勢の中でも、村民の命が守られるような考えられるような準備を県や診療所の医師と相談して準備をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。こちら質問が重複しているので、少し聞きたいのが、まず質問としては5月25日にエンジントラブルによる運休があったマリンライナーですが、どのようなトラブルだったのか、告知から通常運航をしていたが影響はなかったのか、現在は完全に直ったのかというのは、先ほどの質問で回答されているのでいいんですが、答弁の中でちょっと気になったところがあったので聞きたいんですが、3月にもライナーのトラブルに関しては、私、質問していますけれども、村長の時系列の話で5月12日にタービンからの冷却水の滲みを確認して2、3日様子見をして、その後に早めに修理した方がいいと2、3日様子見した理由、結局修理していますよね、様子を見した理由というの何かありますでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

ここの船のエンジンに関して村長、機関長からの話の中で、今のところ滲みがある程度であるが、今後どうなるか、ひどくなるのか、その滲みが止まるのかという中でのおそらく船長、機関長の方にもあまり確信がなかったと思うんですね。それでもう早めに対応した方がいいということでの判断に至ったと思います。

○ 3番 新垣一史議員

答弁を聞いていると修理するなら早めに動いた方が良かったのかなと思ってしまったんですが、特に就航以来、何回もトラブルが多いのでトラブルを見つけたら即解決、この1週間通常運航していましたが、その影響は時になかったということによろしいですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

その後、滲みはひどくなくなって、状況は変わっていなかったんですが、早めに整備をしてその後は順調に作動をしているということです。

○ 3番 新垣一史議員

はい、わかりました。次の質問に移りたいと思います。現在、運航経費削減のため高速船速度を下げた運航をしていますが、実際どれくらい効果が出ているのか、また今後どれくらいの効果が見込めるのか、教えていただきたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。まず運営経費削減の効果、これは高速船なんですが、4月11日から速力を少し下げた運航と、それまでの31ノットを28ノットに下げています。因みに、これまでの間の運航をした結果で言いますと、28ノット運航ですと、102,060リットルを消費していると、31ノットですと後で資料をお上げいたしますのでどうぞメモではなくて31ノットの場合ですと115,290リットル使っていたであろうと。差額は13,230リットル現在の燃費で計算すると92万3千454円の経費削減となっております。

○ 3番 新垣一史議員

今回についてですが、いつからいつと比べたもの今わかりましか。

○ 座間味秀勝村長

運航を始めたのが速力を落として始めたのが4月11日からです。4月は28航海しています。5月に65航海、6月7日までに12航海しております。これで算出をした結果、今の数字ということになっています。これについては資料がございますのでよろしければその場でお渡ししましょう。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 3番 新垣一史議員

ちょっと教えてほしいんですけど、この期間内での比較というんですけれども、前年度とか別の月とかと比べたということではなく、1航海当たりの燃費の計算ということですか。

○ 座間味秀勝村長

はい、1航海当たり28ノットの時には972リットルの燃料消費がございます。1航海、1往復ですね、泊港から972。これまでの31ノットの場合ですと1,098、126リッターの差があります。要するに1航海で126リッターつまり1日2回往復すれば、これの倍ですの

で、252リッターの経費削減ということになります。因みに31ノットで走った場合、走っている速力でいうと、リッター46.8メートル、47メートル弱、28ノットですとこれから6メートルほど延びて53メートル、リッター53メートルというデータも出ております。付け加えておきます。

○ 3番 新垣一史議員

低速運航にしてからの効果は出ているということですが、高速船で効果は出ているのですが、これはフェリーについては行わないのは、経費削減がたいして見込めないということなのか、なぜ高速船だけなのか聞きたいですね。

○ 座間味秀勝村長

フェリーについては、現在の速力これがもっとも経済効果の高い速力ということで、特に変更はしておりません。

○ 3番 新垣一史議員

もう一点確認したいのが、経費削減のための低速運航ということですが、見ている感じだと就航以来定時運航というのはあまりトラブルも多くて見た記憶がないんですが、現在この間のエンジントラブルも解消したということで、現在普通に経費削減を考えずに運航させた場合は定時運航は高速船は可能なんではないでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

はい、こちらが要求していた速力については、去年のドックで改善をしまして、それが達成されているということでございます。

○ 3番 新垣一史議員

4月のドックでトリムタブの固定という話だったんですけども、固定しているだけで稼働はしていない状況ですかね、高速走行可能ですかね。

○ 我喜屋元作船舶課長

トリムタブの固定の件ですけど、いままだ固定状態です。それを今年の中間検査で整備する予定になっております。

○ 3番 新垣一史議員

出力を上げた走行が可能かどうかというのを伺いたいんですけど、トリムタブが稼働しないので減速した運航しかできないということもあるのかというのを聞きたいです。

○ 我喜屋元作船舶課長

それはトリムタブの影響ではなく、現在は34ノットで運航は可能です。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。現在の状況では普通に航行できるということもわかりましたし、経費削減の一定の効果が得られているというのがわかりました。でもやはり3月も言いましたけれどもトラブルが多いので、業者さんや離海振とも協力して、この未然に防ぐ方向で進めていっていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。4番目、渇水対策についてと書いていますが、與那嶺議員からの質問がありましたが、小雨傾向が続いている中、現在の各水源の貯水率というのを伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。現在の取水率について6月7日現在で確認したところイシッピ堰、恩納堰、大川堰とも100%という状況でございます。

○ 3番 新垣一史議員

100%ということですが、以前3年前ですかね、小雨の時に渇水問題が取り上げられるときに話が上がっていましたが、結局現状ですね、次の質問なんですが、貯水堰の現状ですね、結局大きなバケツにいっぱい水が溜まって、小さなコップに水が溜まっているどちらも100%というのは量が全く違うと思います。その貯水堰の現状ですね、今どういった状況なのか教えていただきたいです。

○ 座間味秀勝村長

先ほど100%というふうにお答えをしております。100%ですので満水状態ということでもあります。

○ 3番 新垣一史議員

満水ということなんですが、貯水量、泥が堆積していて、結局貯水できる量が減っているとか当然以前にもあったと思うんです。それを改善されているのか、これ以前に水道広域化に受けた県企業局の資料なんですが、イシッピが2,600立法、恩納川が38,000、大川が42,000という貯水堰の貯水量ということだったんですが、取水量ですか、それは泥の堆積とか、ごみの堆積等がない場合なのか。そういった面も含めての現状ですね、堆積物がどうなっているのかとか、そういったものを聞きたいです

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。今、議員が示す貯水量ですが、これはあくまでも容積から計算した数字でございます。その中にごみ程度が堆積して、実際の貯水量というのは調査したこと今のところございませんので把握しているという現状ではございません。

○ 3番 新垣一史議員

現在、把握されていないということなので聞くことができないんですが、要望といいますか、来年の3月末を目指して、広域化の工事をいろいろ進んでいきますよね、ポンプ場だったり新しい上水場の工事が進んでいますけれども。現在コロナで来島者も少ない現状ですし、調査も含めて清掃といいますか、貯水量の管理そういったものの予定とかはありますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほどこの3つの堰きについてのボリューム容量の話がございました、イシッピが2,600、恩納川が38,000、大川が42,000ということなんですが、大川も造って依頼泥履きをし

たことがないと思います。そして恩納堰も平成5年の大濁水の時少し掃除をしたんですが、あのときも泥を吐かすというようなことはほぼできていません。ただイシッピ堰については私覚えています。平成22私が経済課に移動になった年に堰を空けて、全部消防のポンプを持ち出して全部流した経緯があります。ただもうその後10年近く経っておりますので、また土砂は堆積しているであろうということでもあります。それがどれぐらい堆積しているかというのは今つかめていないんですが、議員のお話はそういったことの調査もということなんですが、例えばこれがどういう事業でもって、堆積していた土砂をどう処理するかということまでないと、その調査そのものも動けないというのが現状なのかなというふうに思っております。水がだいぶ入った状態というのが見えるのであえば、ある程度の調査はできるかと思っておりますが、私としての考えはですね、近い将来にはこの泥を全部吸い出ようなそういった事業もやらなければいけないんじゃないかというふうには感じております。以前からそういう思っておりますので、そこはすぐ今、コロナで少ないから今やろうとかという状況ではないんですけれども、そこはそういった事業、あるいは企業局とも連携して、そういったことができるのか、泥の吐き出しですね、バキュームとかそういったことができるのか、それは今後検討していきたいと今後検討していきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

今直ぐにというのは難しいかもしれませんが、広域化を進めるうえで企業局と連携を取っている今タイミング的にも話し合いしやすいのかなと、結局、貯水量が増えた新しい浄水場ができて結局取水堰の容量が実は小さくて調査してみると、ちょっとした小雨で水が無くなってしまいます。そういった状況だと結局広域化して新しい施設を造ったところでもったいないと思うんですよ、近い将来と言っていました、できるだけ早くというか、広域化に向けての話し合いの中で議論していただいて、調査等も清掃等も含め前向きに早めに進めていくのがタイミング的にちょうどいいのかなと思いますので、お願いしたいと思っております。以上で私の質問を終了いたします。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

次に4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

2、3一般質問したいと思っております。村有地に建っている古い建物の解体について皆さんご承知の水族館跡地ですね。過去に2、3回もお願いをしましたが、未だにやってくれない古い建物の解体あれからもっと立て物自体が劣化しています。台風の時周囲や人に被害を与えないかが心配です。早くその問題を解決してほしいですけど、そういう具合に質問していますけど、この問題ですね、もう7、8年前からもう何回もお願いをしているのにいまだにやってくれない建物の解体、あれからはもっと劣化がひどくなっています。何回

か2、3回質問した後に当事者とも真剣に話し合いをするべきと思いましたが、そのことについて、そういうお話し合いとか今後のこととか、いろんな話をしたでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。当該物件については村との土地物件契約による賃借人の方が亡くなられております。契約時の連帯保証人の方にこれまで契約履行を求めておりましたが、その方も亡くなられているということでございます。このことから現在は賃貸契約上の保証人ではなく亡くなられた土地を借りられていた方の相続人、家族ですね、親兄弟の方々に連絡を取って、この課題の解決というところで調整をしている最中でございますが、その方々も高齢であったりしているため、なかなか一気に解決ができていないという現状でございます。定期的に点検を行ってございまして、飛散防止、そういったことについてはきちっとやっていただくように関係者の方には指導をしております。今後もそういうかたちでの指導はしていきたいと考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

だいぶ7、8年前から、そういう本人が亡くなってから保証人も、そういう感じになっているということを知りましたが、今現事態というのは保証人の方々が賃貸料として払っているそうですね。この賃貸料を払っているから村はいいやと思っているという感じにしたら、また今後ずっと良くないし、建物自体がぼろぼろになってくるから、知らんぷりして賃貸料をはらっているから、いいかみたいな感じの思いじゃなくて、このぼろぼろになっているのが、台風なんかで飛んで、災害とか側の建物とか人間とかに、トタンが当たったとか、そういうことになったら、もう村としても恥ずかしい話です。村長、真剣に考えてどうするかとか、裁判問題なるのか、顧問弁護士なんかに相談して、良い解決をしないと、この2、3年前からなったんじゃなくて7、8年前からずっとそういう感じで、ナーナーになって、そういう感じで置いていることは、あまり良いとは思いませんね。その賃貸料を払っている方にとっても、そういう問題というのは、もう一生というのかな、そういう感じで払わないといけない立場になっているんでしょう。そういうことから、この土地を借りたいと、物件を壊して、ただでもいいから借りたいという感じで、要するに今賃貸している方は賃貸料を払っているからいいけど、台風なんかで被害を与えるから、その重機なんかを持っている人が壊してここを貸してくれるんだっただで壊してもいいよという話も出ているというんですね。

だからそういうことで、もし台風とかでそういう被害がないように、こういう解決もある意味ではいいのかなど。賃貸料を支払っている当事者も、もうそういうことになったら払わないですむんですよ、土地は使わないから、だから今現在、建っている水族館という建物なんですけど、そのまま置くよりは見た目も悪いし、早く解決して行って、壊すなりなんなりした方がいいと思うんですが、村長そういうことに対して、もう一つ良い方法ないですか。

○ 座間味秀勝村長

まず村との土地の賃貸借契約の中では基本的には、現状復旧、要するに元の状態に戻して頂きたいということをお願いしております。それは全ての土地の賃貸借契約の中でそういう取り扱いをしております。その1件だけそういう特例を認めるのかと、例えば他に借りたい人がいるから、じゃあその人が壊すから貸すとかという話をしてしまうと、これ他のことでも、そういうことが起きかねないという話になってきます。

これは先ほど申しましたとおり、相続人とも今話し合いを持つということで進めておりますので、例えば直接相続人の方々が経済力がないのであれば、これ取り壊すのに、これ300万円ぐらいと提示されましたという話なんですね。とてもとてもそれを出せる状況ではないという話なんです。であれば、それを村が代行をして、今土地代を払っているかたちで50年かけてもいいから払ってもらおうとかというやり方をするのか、そこらへんを検討していく必要があるのかなと思います。なにぶん相続人とのお話、そこがどこまで進められるかということにかかっていると思いますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

この2、3年前からできたわけでもないし、もうだいぶなってますから、それを何か無関心な感じで、当事者にも悪いし、村の人たちにも悪いし、もう良いことはないんですよ。そういうことを村のリーダーがもっと良い考えをしないと、見ているもう青少年交流の家なんかの研修生なんかに、あんなおんぼろ家を見せながら、研修場に上がっていく姿なんかというのは本当に良くないと思いますよ。何か僕たちより村長の方がもっと良いアイデアがあると思いますけど、何かそれに答えてやってくれませんか。お願いします。この話はもう終わります。

次の問題ですね、救命浮環について、渡嘉敷港・阿波連漁港とか書いてありますけど、渡嘉敷港・阿波連漁港内に設置されている救命浮環の設置の数をあと2、3カ所を増やした方がいいと思います。子どもや観光客など釣りをしている場所から救命浮環があまりにも離れすぎている感じがしますと書いてますけど。阿波連漁港とか渡嘉敷の港というのは港の岬みたいな所では、釣りマニアがけっこうシーズンとかそういう観光シーズンになった場合はけっこう今釣りをしています。子どもやら大人やらいろいろいるんですけど、そういう時に救命浮環の価値は万が一子どもとか栈橋から落ちて溺れたときに、そういうので泳げない人でも助けられるというような感じなものですから、阿波連漁港岬の釣り場所なんか救命浮環が置いてあるのが2、3カ所あるんですけど、場所が遠いんですよね。だからそこに落ちて100mぐらい走っていかんとみたいな感じがしないし、また観光客の場合だったら、救命浮環がある場所もあまり知らないと思うんですよね。だから見てみたら栈橋の設置場所が付いている釣りしている所から、通るものだから、近くに救命浮環を置くとしたら、何かアングルか何か、金物みたいな感じでトングロックに付けて、それを

設置したら、そういう水難事故の場合も防げるんじゃないかなと思って、今質問しているんですけど。

これは栈橋に今現在2、3個あるんですけどどっちも、コンクリートぱーっと固定した所にはちゃんとしてありますよ、渡嘉敷のフェリーの付き場にもあるんですけどね。これをさっきも言ったようにトンプロックにアングルとか固定して、その釣りをしているときに落ちた場合でも、早く助けられるような感じというのを、セットしたら良い感じになると思ったからしたんですけど、そのことについても一言お願いします。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。現在、救命浮環については渡嘉敷港では6カ所、阿波連漁港で4カ所設置をしております。基本的に釣り人というお話なんですけど、釣り人だけではなくいろんな方々が港を利用されるのかなと思っております。基本的には釣りでということになると、釣りは一人で行かれる方もいると思いますね。一人で釣りに行って落水した場合は、この救命浮環を投げる人はいません。ですから釣り人は基本的にマナーとして、ルールとしては救命胴衣これの着用を推奨している、それは日本釣り振興会においても推奨をしていえるということでございます。最初から釣りに行く人であれば自分でライフベスト等を装着をして行っていただくということが大事かなとは思いますが、現在設置している、この救命浮環の場所、これについてのご指摘がありましたので、その場所がもっとも効果的なのかどうか、数を増やすということよりは、今ある場所が適当かどうかこれについて継承していきたいと考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、村長が言ったように、釣りマニアがいる場所から、今係の方というよりも、村の観光課の係の人とか経済課の課長なんかわかんないと思いますよ、何処に設置しているか。ただお客さん自体はどこにあるかもわからない、わかいやすい所にするのが当たり前のことだと思うんですよ。だからそういうのが、まだ要するに釣りしている所一番多い所に、この救命浮環がないんですよ、それを今、希望・質問しているわけですよ。そういう場所には固定した所にはないからトンプロックとかアングルを付けて、それを置いて、船に邪魔にならならない感じでやったら良い感じだと思ったからやったんですけど、これお願いできませんかね。どうしても必要な感じがしたんですけどね、これ。

渡嘉敷にしる阿波連にしる、本当にゴールデンウィークとか入口の方にいっぱいいるんですけど救命浮環が見あたらないんですよ、そういうところに。そういう感じに設置する方法を考えて、場所を6個とか4個ありますよと言っていますけど、場所に近い所、そういう感じに設置した方がいいと思って出したんですけど。これもう一度6個とか4個とか言っていますけど、場所的に今村長が言うように良い感じの所にするなり、そこが固定できなかったら、またトンプロックでアングル付けてやるというふうな感じにした方がいいと思ったんですけど。これお願いできますか、そういう感じで。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁でも最後の方で申し上げましたけれども、現在設置してある場所が適切かどうか、まずこれについての検証をして、対応をしていきたいと思っております。今4個、6個という話、じゃあ10個、20個にしたら適切かという話ではなくて、今あるものの場所、そこがまず適当なのかどうか、そこを検討して対応していくと、もしどうしても増やす必要があるということであれば、またその対応を考えていくということでございます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

だから今、村長言っていますけど、あるのが適切かというけど、僕が考えては適切ではないから良い場所に付けましょうということをお願いしているわけです。それを約束してください。

次もう一つ、次に、渡嘉敷水道施設土木工事の残土についてとやっていますけど、渡嘉敷水道施設整備に伴う残土について大型トラックで港まで運搬して、バージ船で運んでいるようすですが、これ辺野古埋め立てに使用するのかなと書いていますけど、これは皮肉な言葉であって、何処に持って行くかわからないんですけど、実際これ村民も今運んでいる土なんかを使いたいとか、あと埋め土に使いたいとか、畑に使いたいとかあるから、その土を県の工事だからという感じで、直ぐ持って行けるような感じになっているような感じがするけど、そういうどこかの場所を決めて置いてから、それを村民が使うとか、感じのことはできないだろうかと思っておりますけど、村長。

○ 座間味秀勝村長

答弁いたします。議員ご質問の残土運搬、これは今県企業局が発注した浄水場建設工事現場から発生した残土というふうに捉えております。これについては辺野古ではなくて、糸満市内の公共工事等での埋め戻し、そこに使用するというふうに伺っております。これを島外に排出しないで、島内での利用という話なんですけれども、今増圧ポンプ場これテラ岳ではございません。クミチジ山と言っているところですね。クンミノクシ：小嶺後の向いた所、ここの工事をしています。ここから出ている土については、畑田んぼに向いているということで約200m³ほど、こちらの方で流用していただくということで調整を付けております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

この土は畑にも砂地の所に混ぜたらけっこう良い畑になるようみたいな感じ、昔の人なんか言っていますけど、そういう感じで村民が余った残土をそのまま沖縄本島に持っていかせるよりは、そういうように使いたいというような感じで思ったから出したんですけど、できたら直ぐ県の工事だから全部持って行けじゃなくて、そういうような感じで置いて村民が利用できるような感じにしたらいと思います。前もそういう感じのものがあつたんですけど、前は那覇空港の第2滑走路の所に運んでいましたよね。前の残土を持って行くときね、バージ船でね。それもいいんだけど、とにかく村民ができるだけ使えるよ

うに、そういうのをできたらいいかと思ったからやったんですけど、今後ともそういうのを考えてほしいと思います。以上終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第3号、令和2年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第3号

令和2年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書

以下のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第4号、令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

報告第4号

令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

以下、計算書のとおりでございます。

令和3年6月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第5号、専決処分の報告(令和3年度渡嘉敷村航路事業会計補正予算(第2号))についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

報告第5号、専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

渡嘉敷村告示第36号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により議会に招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分

専決処分理由

令和2年度の収支においては5千159万2千97円の赤字となった。よって地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰り上げ充用する手続きをとることとし、原則のとおり出納閉鎖期日を持って補正予算補正する必要がある、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の内容については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより報告第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第33号、渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第33号

渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村農産物集出荷施設を適正に管理運営するため当該施設の使用に関する規定を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

渡嘉敷村農産物集出荷施設の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第34号

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律等が交付されたことに伴い、渡嘉敷村税条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

内容については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第35号、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第35号

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に交付され国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

以下、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については添付のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第36号、令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第36号

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)

令和3年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億108万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第37号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第37号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千762万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第38号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第38号

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千568万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千72万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

令和3年6月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します

日程第15、発議第4号、渡嘉敷村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案者より発議案の説明を求めます。宮平鉄哉議員。

○ 宮平鉄哉議員

発議第4号

渡嘉敷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

令和3年6月9日提出

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 宮平鉄哉

賛成者 渡嘉敷村議会議員 国吉栄治

提案理由

厳しい村財政状況に鑑み、将来を見据えた財政見直しや、人口の推移、人口規模に応じた議員定数が望まれる。これがこの条例改正案を提出する理由である。

渡嘉敷村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成14年渡嘉敷村条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「7人」を「6人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（経過位置）

2 前項に規定する一般選挙までの間の渡嘉敷村議会議員の定数については、なお従前の例による。

以上ご審議をお願いします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、請願第1号、渡嘉敷漁協組合加工施設の建設に関する請願書についてを議題とします。

請願書の内容については、お手元にお配りをしたとおりであります。

お諮りします。

この請願書は採択することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、請願第1号については採択することに決定をいたしました。

この際お諮りします。ただいま採択しました請願につきましては、執行部に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さようを決定いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第5回渡嘉敷村議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。従って、会議規則第7条の規定のより本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会とすることに決定をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第5回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号6番）

署名議員（議席番号1番）